

官報号外 昭和五十年五月二十三日

○第七十五回 参議院会議録第十二号

昭和五十年五月二十三日(金曜日)

午前十時九分開議

議席第百九十八番、地方選出議員、愛知県選出、福井勇君。

〔福井勇君起立、拍手〕

○議事日程 第十二号

昭和五十年五月二十三日

午前十時開議

第一 国民年金法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

第二 酒税法の一部を改正する法律案及び製造(趣旨説明)

第三 文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 文化功労者年金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(河野謙三君) 議長は、本院規則第三十条により、福井勇君を法務委員に指名いたします。議員、茨城県選出、郡祐一君。

〔郡祐一君起立、拍手〕

○議長(河野謙三君) 議長は、本院規則第三十条により、郡祐一君を法務委員に指名いたします。

なお、憲法記念日については、憲法の施行を記念し、国の成長を期するという記念日の趣旨に沿つて、内閣の責任において、意義ある記念行事を行う。(拍手)

○議長(河野謙三君) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、原子力委員会委員に御園生圭輔君を、

国家公安委員会委員に橋善守君を

任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

一、新議員の紹介
一、国家公務員等の任命に関する件
以下 議事日程のとおり

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

この際、新たに議席に着かれた議員を御紹介いたします。

私は、稻葉法相に対し厳重に注意したが、法相自身もこれらの点を深く反省し、今後は十分その言動を慎むと誓約している。

三木内閣の閣僚が憲法改正を推進する会合に出席することは、憲法改正をしないという内閣の方針について誤解を生ずるおそれがあるので、三木内閣の閣僚である限りは、今後は出席させない。

自民党は、結党時の政綱において、憲法の自主的改正を図ることにしておりが、三木内閣は、国会でもしばしば表明しているとおり、憲法改正を行わない方針である。したがって、改憲運動のリーダーシップをとることはない。

現行憲法は、高い理想を掲げて現実政治の向かうべき目標を設定していることは、すぐれたものと思う。

三木内閣としては、現行憲法の理想を政治の上に一層具現していくよう最大の努力を払う決意である。

内閣として、現行憲法の施行を記念し、国の成長を期するという記念日の趣旨に沿つて、内閣の責任において、意義ある記念行事を行う。(拍手)

○議長(河野謙三君) 日程第一 国民年金法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

田中厚生大臣。

〔国務大臣田中正巳君登壇、拍手〕

○國務大臣(田中正巳君) 国民年金法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申上げます。

年金制度については、昭和四十八年に厚生年金及び国民年金を中心とした給付水準の引き上げと物価スライド制の導入を柱とする改善充実が行われ、昨年においても福祉年金額の引き上げ、物価スライド制の繰り上げ実施などの改善が行われたところですが、その後における経済社会情勢の変動に伴い、最も受給者の多い福祉年金の内容をさらに充実させるとともに、拠出制年金についても物価上昇に対応した措置を講じていく必要があります。

今回の改正法案は、このような趣旨に伴い、内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

まず、国家公安委員会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつ

て、これに同意することに決しました。

○議長(河野謙三君) 次に、原子力委員会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、全会一致をもってこれに同意することに決しました。

○議長(河野謙三君) 次に、内閣総理大臣の憲法問題についての発言 国家公務員等の任命に関する法律案(趣旨説明)

本会一致をもってこれに同意することに決しました。

○議長(河野謙三君) 次に、内閣総理大臣の憲法問題についての発言 国家公務員等の任命に関する法律案(趣旨説明)

正を行うことといたしております。

以下、改正法案の内容について、概略を御説明申し上げます。

第一に、福祉年金の額につきましては、老齢福祉年金の額を月額七千五百円から一万二千円に、障害福祉年金の額を一級障害について月額一万一三千円から一万八千円に、二級障害について月額七千五百円から一万二千円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を月額九千八百円から一万五千六百円に、それぞれ引き上げることといたしております。あわせて老齢特別給付金の額を月額五千五百円から九千円に引き上げることといたしております。

第二に、昭和五十年度における物価スライドの実施時期を、厚生年金及び船員保険については昭和五十年十一月から同年八月に、拠出制国民年金については昭和五十一年一月から昭和五十年九月にそれぞれ繰り上げ、あわせて国民年金の五年年金の額を昭和五十年十月からさらに一万三千円に引き上げることにいたしております。

第三に、厚生年金または船員保険の被保険者で、六十歳以上六十五歳未満の低所得者に支給する在職老齢年金につきまして、支給対象者の標準報酬月額の限度額を四万八千円から七万二千円に引き上げることといたしております。

第四に、拠出制国民年金の保険料につきまして昨年に引き続き段階的に引き上げを行い、その額を現行の月額千百円から三百円引き上げ、千四百円とすることといたしております。

第五に、年金福祉事業団につきまして資本金の規定を設け、政府が予算で定める金額の範囲内において出資できるものといたしております。なお、福祉年金及び船員保険の改善は本年八月から、拠出制国民年金の保険料の額の引き上げは昭和五十一年四月から、年金福祉事業団に関する改正は本年九月から、それぞれ実施することといたしております。

以上をもって改正法律案の趣旨の説明を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。

日黒今朝次郎君

「日黒今朝次郎君登壇、拍手」

○日黒今朝次郎君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題になりました国民年金法等の一部を改正する法律案について、三木総理大臣並びに関係大臣に若干の質問を行ふものであります。

最近における物価の情勢は、一時の狂乱状態を脱しつつあるとはいゝ、現在、なお、その上昇率は対前年同月比一三%を超える大幅なものであ

り、加えて酒、たばこ、郵便料金の値上げなど本国会に提案され、さらに新聞報道によれば、私鉄運賃の二三ヶ月前後の値上げ、国鉄運賃の倍額値上げ、消費者米価の大幅値上げ、地方公共料金の大

幅値上げなど、三木内閣の公約と逆行するいわゆる政府指導型による物価大幅値上げの動向にあり、依然として国民生活を圧迫しております。

いまさら言うまでもありませんが、物価高騰の国民生活に対する影響は、第一に、労働者の所得を不斷に目減りさせていくことによって生活を圧迫することであり、第二に、持てる者と持たざる者との間に大きな所得、資産面の不公正を生み出します。

第三は、賃金上昇を受ける人とそうでない人の差が出ている点であります。

その典型は年金生活者であり、また、母子家庭、身体障害者などいわゆる社会的弱者と呼ばれる方

方にそのしわが寄せられている点であります。第四は、インフレーションを持たない零細預貯金の目減りであります。一方に債務者利得を発生させてい

るわけでありますから、その不公平さはますます拡大されていきます。以上、三木総理の掲げた不公正のは正というスローガンに反して、低所得者層ほどその損失が大きいことであります。これらのひずみは、国民生活の安定、社会的公正の見地から放置し得ない緊急の政策課題であると思ひます。

三木内閣は、発足以来社会的不公正の是正を標榜してきましたが、所得再分配の機能をよりよく果たすべき税制改正においても、また、大企業を中心とした寡占支配の弊害を除去すべきものと期

待された独占禁止法の改正案においても、大幅に公約は後退し、会期はあと一日を残すのみに至つたのであります。

このような情勢を踏まえて、緊急生活法案であ

る年金制度について、以下若干具体的に質問してまいりたいと存じます。

第一は、今日は、一国の福祉水準はその国

高齢者福祉のあり方によって判断できるとされおり、高齢者の多くは、過去においてさまざま

な仕事を通じて社会に貢献してきた人々であります。したがつて、現在の経済活動によつて得ら

れた所得は、過去の社会で貢献した人々にも十分

まな仕事を通じて社会に貢献してきた人々であり

おります。したがつて、現在の経済活動によつて得ら

れた所得は、過去の社会で貢献した人々にも十分

してきた福祉予算は今後圧縮する」と言明されました。われわれは、少なくとも福祉予算は今後とも拡大充実すべきと考えておりますが、この高木発言の真意について総理の答弁を求めます。

第三に、現在の高齢者にとって最優先すべき対策は、生活保障としての年金の充実であります。

特に、七十歳以上の高齢者に支給される無拠出の老齢福祉年金の給付額の充実であります。この制度は、申すまでもなく拠出制国民年金制度の発足がおくられたために、これに加入する機会を与えたれなかった方々が受けおるのでありますから、当然、今日では生活保障の意味を持つものであると考えます。このように考えますと、福祉年金

がよくられたために、これに加入する機会を与えたれなかった方々が受けおるのでありますから、

老齢福祉年金の給付額を充実させるべきものであると考えます。このように考えますと、福祉年金

がよくられたために、これに加入する機会を与えたれなかった方々が受けおるのでありますから、

互の調整を図っていくべきと考えますが、この問題に対する構想を明らかにしてもらいたいと考えます。とりわけ第一段階として、老後の最低生活保障部分を横断的に統合していくべきと考えます。この問題は直ちに実施すべきと考えますが、厚生大臣の見解をお願いいたします。

第五に、昨年一月の厚生省調査によりますと、厚生年金の遺族年金受給者の九四%が妻であり、その妻の年齢は、五十歳以上が全体の七六%を占めているという結果があらわれております。この遺族年金の実態は、妻の老齢年金と言つても過言ではない状態であります。しかるに、わが国の遺族年金は、本人給付額の五〇%と規定され、今国会で批准承認を求めていた社会保障の最低基準を定めた ILO 百二号条約の水準にも達しておらず、国際的に見て非常に立ちあくれば目立つ、社会保障における妻の座が極端に冷遇されていることが明らかであります。本年は国際婦人年としてきわめて意義ある年であり、この際、ILO 百二号条約の基準に合致することを目指して、確立のために大きく前進させるべきと考えます

第六に、わが国の高齢者の就労状態を見ますと、六十五歳以上の男子の場合、約五〇%の方が就労しているのに対し、アメリカの場合二〇%、西ドイツは一五%と、極端にその相違を示しています。この労働力率の高さは、食べるため働くがざるを得ないという状態に高齢者が置かれていると言つても過言ではありません。しかし、厚生年金の受給権を有する在職者は一部支給停止を受けをておられます。この年金受給権が奪われていてる事実を政府は果たして正確に認識しているのでありますか。高齢年金受給者の納得し得るような積極的な改善をすべきと考えますが、御答弁を願い

たいと存じます。

第七に、現在、国民年金、厚生年金、船員年金の保険料の積立金の運用は大蔵省の資金運用部で行われております。これには、社会保険審議会、国民年金審議会の公益委員が資金運用審議会のメンバーに入つておるだけで、保険料提出者の意向が十分に發揮されておりません。また、年金福祉事業団には参与という名目で労働組合の代表が関与しておりますが、これも運営に参加しているとは言えません。

年金問題は、給付と同時に、積立金がどのように運用されるか、保険金掛金者のための年金になるかどうかのかぎを握つておるとも過言ではありません。積立者の意見が反映されるよう、積立者自身が構成メンバーに入つた積立金運用委員会とともに言うべきものと設置する考えはないか。また、積立方式から賦課方式に移行するための、十兆円を超えた積立金の運用を含むプログラムを協議するために民主的な検討委員会を設置する意思がないかどうか、考え方を聞かしてもらいたい、このように考えます。

第八に、年金制度の今後の動向は、ますます増加する高齢者の生活保障として決定的な意義を持ち、その経済的、社会的機能のいかんが多くの人々の老後の生活のあり方を規制していくことにあります。それにつれて、年金の果たす政治的意義も高いものとなるざるを得ません。さらにまた、多額の年金財政のあり方は、国民経済に対して大きな影響を持つものと考えるのであります。このような政治的、経済的及び社会的意義を勘案いたしますと、既存の行政機構では不十分であるとおもいますが、この点についてもお答え申します。

第一に、福祉年金の額についてのいろいろな所がございました。福祉年金は、拠出制年金に対する限りビジョンを明らかにするため、将来の国民福祉というものに対し、これはできる限りビジョンを明確にする必要があります。そして、各般の施策が全体として合理的、効率的なものとなりますことが必要でございますので、こういう点については、一方においては、財政、経済の長期的な見通しと人々の老後の生活のあり方を規制していくことになります。それにつれて、年金の果たす政治的意義も高いものとなるざるを得ません。さらにまた、多額の年金財政のあり方は、国民経済に対して大きな影響を持つものと考えるのであります。このような政治的、経済的及び社会的意義を勘案いたしましたとお答え申します。

第二に、今後の低成長下で高福祉をどのように実現するかという意味の御質問があつたと思いま

と国民全体の合意が得られるよう積極的な政策を要望いたしまして質問を終わります。(拍手)
〔國務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(三木武夫君) 日黒君にお答えをいたします。

最後に、年金の財政方式を積立方式から賦課方式に変えていくのはどういうふうに考えているかという御質問があつたと思いますが、年金制度の財政方式については、今後制度の成熟化に伴つて、高齢者の生活が安定を欠き、不満、不安を抱いておる方が少くないということを深く認識をしております。政府としては、今後とも、年金制度の促進、年金制度の改善、保険医療対策など、各般にわたる施策の推進を図つて、高齢者の雇用の促進、年金制度の改善、保険医療対策などをまいりたいと考えでござります。

第三に、今後の低成長下で高福祉をどのように実現するかという意味の御質問があつたと思いま

すが、今後人口の高齢化が急速に進むなどが予想されますので、将来の国民福祉というものに対し、これはできる限りビジョンを明確にする必要があります。そして、各般の施策が全体として合理的、効率的なものとなりますことが必要でございますので、こういう点については、一方においては、財政、経済の長期的な見通しと人々の老後の生活のあり方を規制していくことになります。それにつれて、年金の果たす政治的意義も高いものとなるざるを得ません。さらにまた、多額の年金財政のあり方は、国民経済に対して大きな影響を持つものと考えるのであります。このような政治的、経済的及び社会的意義を勘案いたしましたとお答え申します。

第四に、既存の行政機構では不十分であるとおもいますが、この点についてもお答え申します。

第五に、できるだけ広く国民に年金に関する理解と協力を得られるよう、もつと詳細な基本的な

資料を国民の前に明らかにして、年金制度の前進を図ることに努めたいと考えます。

第六に、できるだけ広く国民に年金に関する理解と協力を得られるよう、もつと詳細な基本的な改革を持って発展してきたものであって、いま直ちに制度を一本化することはなかなか困難であります。いま日黒さんの御提案というようなことも

頭に入れまして、今後各制度間を通じて、一つのバランスのとれた受給権の確保を図るために十分検討していくことにしたいと思うわけでござります。

第七に、現在、国民年金、厚生年金、船員年金の保険料の積立金の運用は大蔵省の資金運用部で行われております。これには、社会保険審議会、国民年金審議会の公益委員が資金運用審議会のメンバーに入つておるだけで、保険料提出者の意向が十分に發揮されておりません。また、年金福祉事業団には参与という名目で労働組合の代表が関与しておりますが、これも運営に参加しているとは言えません。

第八に、年金問題は、給付と同時に、積立金がどのように運用されるか、保険金掛金者のための年金になるかどうかのかぎを握つておるとも過言ではありません。積立者の意見が反映されるよう、積立者自身が構成メンバーに入つた積立金運用委員会とともに言うべきものと設置する考えはないか。また、積立方式から賦課方式に移行するための、十兆円を超えた積立金の運用を含むプログラムを協議するために民主的な検討委員会を設置する意思がないかどうか、考え方を聞かしてもらいたい、このように考えます。

第九に、今後の低成長下で高福祉をどのように実現するかという意味の御質問があつたと思いま

すが、今後人口の高齢化が急速に進むなどが予想

されますので、将来の国民福祉というものに対し、これはできる限りビジョンを明確にする必要があります。そして、各般の施策が全体として合理的、効率的なものとなりますことが必要でございますので、こういう点については、一方においては、財政、経済の長期的な見通しと人々の老後の生活のあり方を規制していくことになります。それにつれて、年金の果たす政治的意義も高いものとなるざるを得ません。さらにまた、多額の年金財政のあり方は、国民経済に対して大きな影響を持つものと考えるのであります。このような政治的、経済的及び社会的意義を勘案いたしましたとお答え申します。

第十に、既存の行政機構では不十分であるとおもいますが、この点についてもお答え申します。

第十一に、できるだけ広く国民に年金に関する理

解と協力を得られるよう、もつと詳細な基本的な

改革を持って発展してきたものであって、いま直ちに制度を一本化することはなかなか困難であります。いま日黒さんの御提案というようなことも

は、妻の年金権のあり方とも関連をいたしますが、基本的には、関係各省と十分連絡調整をとりながら、これについてはできる限りの改善を図つていただきたいというふうに、いませつかく検討中でございます。

厚生年金の在職老齢年金についてのお話がございました。厚生年金の老齢年金というのは、退職者の老後保障を目的とするものであるのですから、一般的に退職ということを支給の要件としておつたのであります。近年、老齢在職者のためを考えまして特例的に在職者にも、つまり、働いておる方に年金を支給する道を開いたのであります。その節にはそれなりに大変喜ばれたのであります。いろいろ御批判も出てまいりました。そこで、これを何とか改善をいたしたいと思いますが、しかし、在職者は退職者と違つて、多少にかかわらず勤労による収入を得ておるものでございますから、それとの均衡上、支給の割合や支給対象者の所得について一定の限度を設けており、これらを全面的に、全般的に撤廃することは適当ではないというふうに考えられます。諸般の角度より検討を加えまして、こうした制度の改善についてできるものから私は前進をさせて、制度の改善に努めていきたいというふうに思つて目下検討中でございます。

は十グラム当たり十円、パイプたばこについては十グラム当たり二十円ないし四十円、葉巻たばこにつきましては一本当たり三十円ないし百二十円、それぞれ引上げる等所要の改正を行うことといたしております。

以上、酒税法の一部を改正する法律案及び製造たばこ定価法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(河野謙三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。辻一彦君。

〔辻一彦君登壇、拍手〕

○辻一彦君 私は、日本社会党を代表して、ただいま提案されました酒税法の一部を改正する法律案及び製造たばこ定価法の一部を改正する法律案に対し、質問いたします。

高度成長経済がいかに勤労国民の生活を圧迫してきたかは、今日の高物価と、百万人を超える失業者、多くの人命を奪いつつある公害の存在を見逃すことは、経済的貧困層、社会的弱者層から厳しい吸奪機能を果たす弱い者いじめであり、社会的格差と不平等を一層拡大するものであります。しかるに政府は、三月の消費者物価上昇率を対前年同月比一五%以下に抑えようと、日々的に宣伝をしておりましたが、これは、二〇%を超える異常な上昇と比較しただけのものであって、決して誇示されるものではありません。一五%の物価上昇率は、定期預金利の二倍の高さであり、貯金の目減りは相変わらず激しく、庶民のわざかな資産を盜奪しておるのであります。

そこで、まず総理及び経済企画庁長官にお尋ねをいたしたいと思います。

政府の五十年度経済見通しによれば、消費者物価上昇率は九・九%とされておりますが、この目標達成の時期をまず明らかにしてもらいたい。また、預金利を下回る物価上昇率にはいつの時点

で到達ができるのか、その決意と可能性を聞かしてもらいたいのです。

また、三木内閣の最重点政策課題は、物価の安

定と社会的不公正の是正となつておりますが、こ

の二つの重点政策に対する税制の果たす役割は

きわめて大きいのであります。大企業の独占価

格、管理価格に対する課税の強化、インフレ利得

の吸収とインフレ被害者に対する救済措置がいま

ほど必要とされているときはありません。しかし、今年度税制改正を見ますと、相続税、法人

税、所得税、租税特別措置法の各法のいずれを見

ても、不公正は正のための積極的姿勢は見当たり

ません。社会的不公正は正のため、税制の改革を行ふ決意はないのか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

一方、ここに提案された酒たばこの両税によ

る三千六百億円に上る巨額な間接税の増徴は、不

公正拡大の税法改正を行うもので、断じて許すこ

とのできないものであります。最近の物価情勢

は、決して安定とは言えない流動的状況にあり、物価高騰の再現さえ否定できず、現に四月の消費者物価は、三月に比べ一・五%も上昇しております。いまこそ物価抑制の最大の施策である公共料金、酒、たばこの凍結の姿勢を打ち出すべきであります。いまこそ物価抑制の最大の施策である公共料

金、酒、たばこの凍結の姿勢を打ち出すべきであ

り、公共料金が何でも値上がりをする中で、せめ

て一つ、政府が決めるたばこぐらいは値上げをせ

ばにほしいというこの庶民大衆の声にこたえる考

えが三木総理にないのか、お伺いをいたしたいと

思います。

言葉巧みな者は思ひやがれないといいますが、議会の子を自認する総理も、改憲を公言し改憲を

信念とする閣僚を罷免することもできない昨今の政治姿勢を見ますと、やはり三木総理も残念ながら舌の徒と思わざるを得ないのであります。そ

の上また、せめてたばこだけはというこの国民の

声を踏みにじつて五割値上げの悪政を重ねるつも

りなのか、重ねてその考え方をお聞かせいただきたいとあります。

酒税法の一部を改正する法律案及び製造たばこ定価法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

酒税法の一部を改正する法律案及び製造たばこ定価法の一部を改正する

非常に慎重な発言をされておりますが、私といたしましては、五十年度の一けた台というこの事態を踏まえまして、五十一年度のなるべく早い機会に定期預金の金利以下の水準に消費者物価を抑える、こういう考え方であります。これは可能である、かように考えております。(拍手)

【國務大臣大平正芳君登壇、拍手】
○國務大臣(大平正芳君) 第一の御質問は、専売制度運営の基本の方針とも言うべきものと思いますが、政府といたしましては、従来、現行専売制度を消費税制度に切りかえるべきでないかという御答申もいただいてる経緯がござりますけれども、ただいまのところ専売制度を変えるつもりはございません。関係方面的十分な理解と協力がないといつてはいけないわけでございまして、まだそういうふうでございます。

そこで、この専売益金は從来六〇%内外長く維持されていましたが、最近それがだんだんと低下してまいりました。このまま放置いたしますと、本年度は四六%程度に低下するのではないかということになりますので、今度法律案をお願いいたしておりますのも、これによりまして五六・九%程度に戻さしていただこうといたしました。諸外国のたばこに対する税金の状況を見ておりますと、大体七割程度のよう考えてございます。諸外国のたばこに対する税金を納付してしまって、わが国といたしましては、それでもまだ低位にあるものと判断いたしております。

それから第二に、地方たばこ消費税を引き上げるべきでないかという御意見でござります。御案内のように、いま中央に対する専売益金の納付と地方たばこ消費税がほぼ同額に配分されておるわけでございます。で、これは中央、地方を通じまして非常に定着した。そして弾力的な財源として定着してまいっておりますこと、御案内のとおりでございまして、ただいまこの率を変えるという考え方を政府は持っておりません。

第三に、外国産の葉たばこを輸入することによって国内産の葉たばこを圧迫するというようなことはないかという御指摘でございましたして、仰せのとおり、確かに最近外国産の葉たばこの使用率は輸入に限つておるわけでございます。国内におきましては各種の奨励策を講じまして葉たばこの増産に努力しておりますことは御案内とのおりでござります。しかし、これは国内産の葉たばこの不足分を補い、かつ国内でできない葉たばこの輸入に限つておるわけでございます。

第四に、専売納付金について法改正を行うべきでないかと、どのような方式で政府に納付するかについて、法律で規制すべきでないかということについて、法律で規制すべきでないかと、どのような方式で政府に納付するかという御提案でござります。で、これは先ほど冒頭に申し上げましたように、消費税制度によらない、現行制度によるという基本の方針を政府は堅持いたしておりますので、ただいまの法制の中でございませんと正確な数字が出てまいらぬわけになります。で、これはいま八千億内外——五月末になりますと正確な数字が出てまいらぬわけでございますけれども、ただいま源泉所得税における千二百億程度、申告所得税において三千九百億程度、法人税におきまして千二百億程度、その他千七百億程度が予想されておるわけでござります。で、去年は御案内のように大幅な二兆円減税が行われた年でございまして、また予想以上の深刻な経済の停滞を見た年でございました。それからまた、土地取引といふものが非常にいんしんをきめた事態から急に冷え込んできました時代でございました。そういう過渡期でございましたので、この事態がどういう経過、どういう理由で招來したかということにつきまして、目下われわれといたしましては慎重に分析をいたしておりました。これが五十年度にどのようになにをやるところでござります。これが五十年度にどのようになにをやるか、今後の財政運営につきましては、その生産性の向上を図つておるところでありました。また、個々の農家が葉たばこ生産の合理化、近代化を行う場合にも農業近代化資金等の制度資金の融通措置を講じておるところでございましたして、今後とも、日本専売公社と連携を密にいたしまして、たばこ耕作農家の経営の安定を図つていただきたいと存じております。(拍手)

○議長(河野謙三君) 答弁の補足があります。大平大蔵大臣。
【國務大臣大平正芳君登壇】
○國務大臣(大平正芳君) ビールの値上げにつきえずあらゆる場合にこれを最小限度に抑制いたしましたよう行政指導を怠つていいつもりでござります。辻さん御指摘のように、この新価格がまだますよう行政指導を怠つていいつもりでござります。辻さん御指摘のように、この新価格がまだ財政当局といたしまして、いまそういった事態を克明に検討いたしまして、事態に応じる施策を固めておられます。仰せのとおりでございますが、これは漸次新価格に移行しつつある過程であると御承知願いたいと思うのであります。

次に、酒についてのだけ買入制度を改むべきじゃないかということでございます。今日のだけ買入制度は、十分品質管理をいたしまして、みずから分工場において生産されると同じ程度に品質とおり、確かに最近外国産の葉たばこの使用率は引き上げられつつありますこと、御指摘のとおりでござります。しかし、これは国内産の葉たばこの不足分を補い、かつ国内でできない葉たばこの輸入に限つておるわけでございます。

第三次に、外国産の葉たばこを輸入することによって国内産の葉たばこを圧迫するというようなことはないかと、いう御指摘でございましたして、仰せのとおり、確かに最近外国産の葉たばこの使用率は輸入に限つておるわけでございます。国内におきましては各種の奨励策を講じまして葉たばこの増産に努力しておりますことは御案内とのおりでござります。しかし、これは国内産の葉たばこの不足分を補い、かつ国内でできない葉たばこの輸入に限つておるわけでございます。

第四に、専売納付金について法改正を行うべきでないかと、どのような方式で政府に納付するかについて、法律で規制すべきでないかと、どのような方式で政府に納付するかという御提案でござります。で、これは先ほど冒頭に申し上げましたように、消費税制度によらない、現行制度によるという基本の方針を政府は堅持いたしておりますので、ただいまの法制の中でございませんと正確な数字が出てまいらぬわけでござりますけれども、ただいま源泉所得税における千二百億程度、申告所得税において三千九百億程度、法人税におきまして千二百億程度、その他千七百億程度が予想されておるわけでござります。で、去年は御案内のように大幅な二兆円減税が行われた年でございまして、また予想以上の深刻な経済の停滞を見た年でございました。それからまた、土地取引といふものが非常にいんしんをきめた事態から急に冷え込んできました時代でございました。そういう過渡期でございましたので、この事態がどういう経過、どういう理由で招来したかということにつきまして、目下われわれといたしましては慎重に分析をいたしておりました。これが五十年度にどのようになにをやるところでござります。これが五十年度にどのようになにをやるか、今後の財政運営につきましては、その生産性の向上を図つておるところでありました。また、個々の農家が葉たばこ生産の合理化、近代化を行う場合にも農業近代化資金等の制度資金の融通措置を講じておるところでございましたして、今後とも、日本専売公社と連携を密にいたしまして、たばこ耕作農家の経営の安定を図つていただきたいと存じております。(拍手)

○議長(河野謙三君) 答弁の補足があります。大平大蔵大臣。
【國務大臣大平正芳君登壇】
○國務大臣(大平正芳君) ビールの値上げにつきまして、独禁法の関連において問題がないかといふ御指摘でございました。辻さんも御案内のように、まず「朝日」が値上げを発表いたしまりまして、その後しばらくたまして、「サッポロ」が値上げに追随したというように私は承知いたしております。おるわけでござります。「麒麟」はまだこれに追随

をしていないこともあなたが御案内のことなりでございまして、この三者が語らってカルテルまがいの行動に出でるものは、政府は承知いたしておません。

○議長(河野謙三君) 矢追秀彦君。

〔矢追秀彦君登壇、拍手〕

○矢追秀彦君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となっております酒税法の一部を改正する法律案及び製造たばこ定価法の一部を改正する法律案に対し、総理並びに関係閣僚に若干の質問をいたします。

昨年秋以来、政府が春闇の賃上げ率のガイド的役割りを果たさせようとしてきた、五十年三月の消費者物価上昇率を四十九年三月に比べて一五%におさめようという政策は、最近発表された消費者物価指数で見る限り、一四・一%と確かに実現はしました。

〔議長退席、副議長着席〕

しかし、本年三月との比較時点になつてはいる昨年の三月は、まさに狂乱インフレの中であり、この異常なインフレ期と比べると、ことの三月は対前月比の上昇率がこれまでのテンポで続いたとしても、対前年同月上昇率がかなり低下するのは当然であり、政府の自画自賛するほど努力した結果ではないのです。

われわれが消費者物価の動向を問題にする場合、三月というわずか一ヶ月だけの動向で判断するわけにはいかないのです。昨年来の消費者物価の動きを見ると、昨年の四月から今年の三月までの対前年度比は二一・八%に達しているのであります。これは四十八年度の一六・一%をはるかに上回った数字であります。したがって、ことの三月という特定の月の上昇率がわずかに低下したことなどを誇大に宣伝している姿勢は、國民を欺瞞する以外の何物でもありません。

このような消費者物価上昇の結果、昨年来、庶

民の家計は全く苦しいものとなつております。总理府の家計調査においても、昨年一年間の平均では、勤労者の世帯は実収入、消費支出のいずれをとっても実質マイナスになっているのが実情であります。

それは、世帯主の時間外収入、妻の内職収入などの減少によるものであり、また、消費支出の実質減は、生活水準が全般に落ち込んだことを物語っています。

初めに、不況下においても依然上昇を続ける物価対策について伺いたい。

最近、値上げになつた主なものを見ても、ビル、カメラ、フィルム、プレハブ住宅、乗用車、ホテル料金、砂糖、複写機及びそのレンタル料金等々、メジロ押しであります。さらに値上げが予定されているものとしては、郵便料金、米価、麦価、都市ガス、電気料金、電信、電話、N H K 受信料、鉄鋼、石油製品、自動車、灯油、セメント等々、枚挙にいとまがありません。

さらに、金融緩和を含めた景気刺激策によって企業は全般的に材料や製品の値上げをもくろんでおります。これでは、再びインフレが国民の足元にさらに厳しく忍び寄ってくることは間違ひありません。五十年度末までに前年同月比で一けたにするという政府の目標は達成できないことは火を見るより明らかであります。政府の明確な見通しと対策、そしてそれが実現しなかつたとき、どのような政治責任をとるのか、伺いたい。

第二は、政府の税制に対する基本的認識についてであります。

そもそもインフレ下の税制の役割は、まずインフレ過程で不公平となつてはいる所得配分を是正するため、名目所得の上昇分を累進構造を持つた税率によつて吸収することが第一義であります。しかるに、今回の税制改正は、四十三年以来据

え置かれてることを理由に、逆進性の強い酒税・たばこの定価の引き上げといった間接税の強化を打ち出す一方、二千億円にも満たない所得税とつても実質マイナスになっているのが実情であります。

これが大衆課税の強化ともなり、税の所得再分配機能をなぜ放棄するのですか。間接税の増税そのものが大衆課税の強化ともなり、税の所得再分配機能を弱めるものであると考えますが、今日のような厳しい生活の折に、わざわざどうしてこのような増税を強行しようとするのか、明確にお答えいただきたいと思います。

第三に、公共料金のあり方についてお伺いいたしました。

現実の所得分配が不平等であり、現実の税制と社会保障による再分配が不完全であつて、いままだ公正な所得分配がなされていない限り、公共料金についても価格政策によって社会的公正を考慮に置くべきだと思う 것입니다。

今回のたばこの値上げ、酒税の引き上げは、税制において大衆負担を強化し、一方、価格政策の上から言つても、大幅な公共料金の引き上げとなるべきではないのでしょうか。社会的不公正是正しいと言わざるを得ないのであります。社会的不公正是公正を果たすべき税別、公共料金政策において、三木

内閣の公約違反が余りにも明らかに表面化しているのであります。この事実を国民にいかに説明するのか、公共料金における価格政策をどのように認識しているか、この際明らかにしていただきたいと思います。

内閣の公約違反が余りにも明らかに表面化しているのであります。この事実を国民にいかに説明するのか、公共料金における価格政策をどのように認識しているか、この際明らかにしていただきたいと思います。

内閣の公約違反が余りにも明らかに表面化しているのであります。この事実を国民にいかに説明するのか、公共料金における価格政策をどのように認識しているか、この際明らかにしていただきたい

くの反対を押し切つて強行しておこうとする態度とも思えます。

所得分配が平準化し、間接税がそれほど逆進的な効果を持たず、また、社会保障が十分完備してある程度の逆進性に耐え得るといった一定の社会的条件をつくることが先決であり、その意味で付加価値税の導入はきわめて疑問であります。

が、その他の財源対策、すなわち租税特別措置の面を強調しているのであります。政府は、インフレのもたらした所得格差、資産格差に対して税制の所得再分配機能を十分活用するような税制改正をなぜ放棄するのですか。間接税の増税そのものが大衆課税の強化ともなり、税の所得再分配機能を弱めるものであると考えますが、今日のような厳しい生活の折に、わざわざどうしてこのような増税を強行しようとするのか、明確にお答えいたいと思います。

そもそもたばこの専売制度は、たばこの販売を通じて、国民から間接的に税を徴収するという点では消費税と同様であります。すなわち、専売納付金と地方たばこの消費税を合わせたものが消費税負担として国民により負担されるのであります。これが特に各種の間接税の中でも負担が低所得階層により多く分担されていて、間接税中、最も逆進性の高いことを示しております。それはまた、多量消費銘柄に高い税負担という収入至上主義の立場が貫かれております。さらに、たばこの原価や人件費等のコスト上昇を価格に転嫁させないでそれを果たすべき税別、公共料金政策において、三木

内閣の公約違反が余りにも明らかに表面化しているのであります。この事実を国民にいかに説明するのか、公共料金における価格政策をどのように認識しているか、この際明らかにしていただきたいと思います。

内閣の公約違反が余りにも明らかに表面化しているのであります。この事実を国民にいかに説明するのか、公共料金における価格政策をどのように認識しているか、この際明らかにしていただきたい

くの反対を押し切つて強行しておこうとする態度とも思えます。

所得分配が平準化し、間接税がそれほど逆進的な効果を持たず、また、社会保障が十分完備してある程度の逆進性に耐え得るといった一定の社会的条件をつくることが先決であり、その意味で付加価値税の導入はきわめて疑問であります。

が、その他の財源対策、すなわち租税特別措置の面を強調しているのであります。政府は、インフレのもたらした所得格差、資産格差に対して税制の所得再分配機能を十分活用するような税制改正をなぜ放棄するのですか。間接税の増税そのものが大衆課税の強化ともなり、税の所得再分配機能を弱めるものであると考えますが、今日のような厳しい生活の折に、わざわざどうしてこのような増税を強行しようとするのか、明確にお答えいたいと思います。

そもそもたばこの専売制度は、たばこの販売を通じて、国民から間接的に税を徴収するという点では消費税と同様であります。すなわち、専売納付金と地方たばこの消費税を合わせたものが消費税負担として国民により負担されるのであります。これが特に各種の間接税の中でも負担が低所得階層により多く分担されていて、間接税中、最も逆進性の高いことを示しております。それはまた、多量消費銘柄に高い税負担という収入至上主義の立場が貫かれております。さらに、たばこの原価や人件費等のコスト上昇を価格に転嫁させないでそれを果たすべき税別、公共料金政策において、三木

内閣の公約違反が余りにも明らかに表面化しているのであります。この事実を国民にいかに説明するのか、公共料金における価格政策をどのように認識しているか、この際明らかにしていただきたいと思います。

内閣の公約違反が余りにも明らかに表面化しているのであります。この事実を国民にいかに説明するのか、公共料金における価格政策をどのように認識しているか、この際明らかにしていただきたい

くの反対を押し切つて強行しておこうとする態度とも思えます。

所得分配が平準化し、間接税がそれほど逆進的な効果を持たず、また、社会保障が十分完備してある程度の逆進性に耐え得るといった一定の社会的条件をつくることが先決であり、その意味で付加価値税の導入はきわめて疑問であります。

が、その他の財源対策、すなわち租税特別措置の面を強調しているのであります。政府は、インフレのもたらした所得格差、資産格差に対して税制の所得再分配機能を十分活用するような税制改正をなぜ放棄するのですか。間接税の増税そのものが大衆課税の強化ともなり、税の所得再分配機能を弱めるものであると考えますが、今日のような厳しい生活の折に、わざわざどうしてこのような増税を強行しようとするのか、明確にお答えいたいと思います。

そもそもたばこの専売制度は、たばこの販売を通じて、国民から間接的に税を徴収するという点では消費税と同様であります。すなわち、専売納付金と地方たばこの消費税を合わせたものが消費税負担として国民により負担されるのであります。これが特に各種の間接税の中でも負担が低所得階層により多く分担されていて、間接税中、最も逆進性の高いことを示しております。それはまた、多量消費銘柄に高い税負担という収入至上主義の立場が貫かれております。さらに、たばこの原価や人件費等のコスト上昇を価格に転嫁させないでそれを果たすべき税別、公共料金政策において、三木

内閣の公約違反が余りにも明らかに表面化しているのであります。この事実を国民にいかに説明するのか、公共料金における価格政策をどのように認識しているか、この際明らかにしていただきたい

まして十分配慮を加えておるつもりでございまして、たとえば最低収入階層別第一分位に位する方をとつてみますと、四十三年度から四十九年度の間におきまして、収入は二倍になつております。消費支出が一・九倍になつておりますが、これによりまして、今度の酒たばこの値上げによりまして、どれだけの負担増になるかといふと、三四倍になるということでございまして、絶えず私どもは低目低目に抑えなければならぬということを心がけておるつもりでございます。

それから第四番目の問題として、専売納付率に対する政府と専売公社との間の覚書の内容を明らかにせよということをございました。これは第一種納付金と第二種納付金に分けておりまして、第一種納付金は、国内販売總定価代金の額の五六%に相当する額から地方たばこ消費税の額を控除した額、それを第一種の納付金としてお願いする。第二種納付金といたしましては、当該事業年度の決算上の利益から第一種納付金を控除した金額の五〇%に相当する額をお願いするということにいたしております。ただし、昭和四十六年度以降三年間は喫煙事業の会計が経常の損失を記録いたしておりますので、第二種納付金の率を三七・五%とするということにいたしております。

で、矢追議員はさらには、こういう覚書は耕作農民、さらには公社の職員の利益を犠牲にするおそれはないかという御指摘でございます。これにつきましては、葉たばこの収納価格につきましては、耕作者代表を含みます耕作審議会の御答申を受け、生産費を補償するように配慮いたしておりま

す。専売公社の職員の給料につきましては、申すまでもなく、民間給与との比較を考えまして、公共企業体等労働委員会の仲裁裁定によつて、行つておりますことは御案内のとおりでござります。さらに矢追議員の、これによつて、これは政府が消費税制度に移行する下心を持つてやつておる

んじやないかということをごぞいますけれども、先ほど申し上げましたように、消費税制度導入についての答申はいたいたことはござりますけれども、ただいまこれは公社の經營に与える影響、これを支持する耕作層あるいは消費者等、いろいろな考え方がまだ十分熟した状態にございませんので、政府いたしまして、いま消費税制度に切りかえるというような考えは持つております。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) 答弁の補足があります。三木内閣総理大臣。

〔國務大臣三木武夫君登壇、拍手〕
○國務大臣(三木武夫君) 確かに矢追君から、三月末に物価一けた台にせないときの責任はどうとるかという御質問がありました。私の心境としては、万難を排して一けた台に持つていいきたいと、そのため国民各位の御協力を願いたいといふことが私の心いっぱい考へておることでございまして、そういうことでそれに対しお答えしなかつたことでございますが、政府が設定をした目標が達成できぬ、ということは政府として大いに責任を感じなければならぬことは言うまでもないということでお答えをしなかつたわけでございます。(拍手)

たばこ価格の大幅引き上げを行うことは、どんな口実を設けようとも、絶対に許すことはできません。酒たばこは嗜好品ですが、その値上げが消費者米価などと同様、家計の大きな負担になることは經濟企画庁の最近の委託調査の結果を見ても、政府いたしまして、いま消費税制度に切りかえるというような考えは持つております。

○副議長(前田佳都男君) 答弁の補足があります。三木内閣総理大臣。

〔國務大臣三木武夫君登壇、拍手〕
○國務大臣(三木武夫君) 確かに矢追君から、三月末に物価一けた台にせないときの責任はどうとるかという御質問がありました。私の心境としては、万難を排して一けた台に持つていいきたいと、そのため国民各位の御協力を願いたいといふことが私の心いっぱい考へておることでございまして、そういうことでそれに対しお答えしなかつたことでございますが、政府が設定をした目標が達成できぬ、ということは政府として大いに責任を感じなければならぬことは言うまでもないということでお答えをしなかつたわけでございま

す。たばこ価格の大幅引き上げを行なう理由とする政府の主張の根拠の乏しさを物語るものであります。政府は、本邦での審議に必要なたばこの総原価及び各銘柄別の詳しい原価とその算出方法についての資料を提出されるかどうか、総理並びに関係大臣の答弁を求めるべきです。総理並びに関係大臣の明確な答弁を求めておきます。

第二に、政府は税の公平負担と国財源確保のため、多様化を図ることを引き上げの理由としておりま

す。しかし、たばこ価格や酒税のような物品税が、所得税を免除されている低所得の人々からさえ稅を奪取する悪質な大衆課税であることは総理も認めざるを得ないところではありませんか。ところ

が、政府は他方では大企業や大資産家を中心に入り高い租税特別措置で今年度も五千六百十億円もの特別の減税を行なうこととしております。もし大企業に認めている過大な退職給与引当金、貸倒引当金その他による特權的な減税を含めれば、この額は、資本金十億円以上の大企業と大資産家だけで約三兆円にも上ります。これで税の公平負担などどうして言うことができますか。国の財源を確保するためならば、このような不公正なやり方で

いませんか。

第三に、政府は、さきの本会議での答弁の中で、付加価値税制というものについても検討すると述べておられます。今回の酒たばこの物品税の大幅引き上げがその方向に沿つたものであることは多くの人々の指摘しているところであります。商品の販売の各段階で課税する付加価値税が國民に与える打撃はきわめて重大です。昨年の國民生活審議会の報告でも、生活必需品の間接税引き下げを指摘しており、政府は、このような間接税重視、付加価値税導入の政策をやめるべきです。総理並びに関係大臣の明確な答弁を求めておきます。

いま全国で約三千と言われる中小酒造業者の過半数がこの不況下で赤字経営に苦しんでおり、この上酒税の引き上げが強行されるなら致命的な打撃を受けることは明らかです。また、全国二十万

を越える零細たばこ小売店も、値上げによる自動

販売機の改作費や仕入れ資金の増大により一層の

経営逼迫が予測されております。ところが政府

は、何の有効な対策も講じようとしていないので

す。政府は、これら中小零細業者にどのような助

成策を講じようとしておられるのか、大蔵大臣の答弁を求めておきます。

さらに一層許すことができないのは、政府が財界と一体になつて、一方で労働者の賃上げを極端に低く抑えながら、すでに砂糖の大幅値上げを強行し、さらに酒、たばこに統いて郵便料金、塩その他の公共料金の引き上げ、国鉄料金に至つては二倍以上という未曾有の値上げを予定し、その上に今年度の歳入欠陥を口実として、各種社会保険料から消費者米価、麦価の引き上げまで行おうとしていることであります。總理は、就任早々、一大物価作戦を展開すると公言されましたが、これでは一大物価値上げ作戦ではありませんか。

いま政府は、公定歩合の引き下げなど景気刺激政策に重点を移し始めていますが、これでは物価値上がりに対し何の歯どめもない景気刺激政策であり、歴代自民党政権と変わりないインフレ政策ではありませんか。

国民の嗜好品である酒、たばこの値上げはやめろ、また、大衆品の値上げを抑えたと言つておるけれども、事実に違うのではないかというようなお話をござります。酒、たばこについては、その税率及び定価が四十三年度以来据え置かれていたために、この間ににおける物価上昇を反映して負担水準が相当低下しておることはしばしばお答えをしておるとおりでござります。したがつて、この際負担の調整に当たつては、国民生活に及ぼす影響を十分考慮したつもりでございます。たとえば清酒の二級、合成清酒、しょうちゅうなどの税率はこれを据え置きました。また、等級の低いたばこの値上げは幅を小さくするというような配慮を加えた次第でござります。

また、第二の御質問は、すべての原価の内容を明らかにせよというお話をござります。まあ、個別原価のすべてを明らかにするわざにはできません

それから公共料金について御質問がございました。すべて公共料金の値上げは凍結せよといふうな御質問でございましたが、先ほどから申し上げておりますように、公共料金についてはそれぞれの利用者が、その利用を受ける便益に応じて相応当な費用を負担するといういわゆる受益者負担が原則だと思っております。しかし、政府は物価安定を最重要な課題と考えておりますから、このような観点から、五十年度の予算編成にはできるだけ抑制しようという方針のもとに五十年度の予算は編成をしたわけでございます。これをすべて安武君の御要請のごとく凍結する考え方は持つておりません。

(拍手)

ほかは関係大臣からお答えをいたします。

(拍手)

〔國務大臣大平正芳君登壇 拍手〕

たび申し上げておりますように、諸外国におきましても、たゞこにおきまして七〇%程度の負担をして、わが国が五六%をお願いいたしましても、私は決して無理でないと判断いたしております。それから、そういう値上げによらないで、租税特別措置の改廃等を通じて財源を調達すべきではないかという御指摘でござります。これは、もたびたび本院においても政府側から見解を御披露申し上げておりますとおり、租税特別措置、これは税の持つておる促進的な、あるいは抑制的な機能を、特定の政策を実行する場合に活用しようという仕組みでございまして、今日では所得税の領域で主として活用されておる制度でござります。大企業、大資産家擁護の制度であるという御指摘は誤りであります。貯蓄の奨励でござりますとか、あるいは技術の発明、技術の改良等

国民の嗜好品である酒、たばこの値上げはやめろ、また、大衆品の値上げを抑えたと言つておるけれども、事実に違うのではないかというようなお話をござります。酒、たばこについては、その税率及び定価が四十三年度以来据え置かれているために、この間における物価上昇を反映して負担水準が相当低下しておることはしばしばお答えをしておるとおりでございます。したがつて、この際負担の調整に当たつては、国民生活に及ぼす影響を十分考慮したつもりでございます。たとえば清酒の二級、合成清酒、しょうゆ、みりんなどの税率はこれを据え置きました。また、等級の低いたばこの値上げは幅を小さくするというような配慮を加えた次第でございます。

また、第二の御質問は、すべての原価の内容を明らかにせよというお話をございます。まあ、個別原価のすべてを明らかにするわけにはいきませんが、審議のために要求された原価に対する資料についてはすべて提出をいたしておりますし、今後ともでかかる限り提出する考え方でございます。

また、租税特別法などのよろな、そういう特恵的な減免税を廃止をして、たばこ、酒の値上げをやめろというお話をござります。酒、たばこに関するの値上げの理由は先ほど申しわけございましたが、租税特別措置は一定の政策的目標を達成するため税の機能を活用するものであつて、一概に廃止すべきものとは考えておりません。ただし、それが既得権のよろなものになり、あるいは慢性化していくようなことを防ぐために絶えず見直しをしていく必要があると思つております。

また、付加価値税について次に御質問ございましたけれども、付加価値税は将来にわたる一つの検討の課題だとは考えますが、しかし、この制度をいま直ちに導入することは、物価に与える影響などを含め、これは大変問題が多いわけでござりますので、いま直ちにこれを実施する考えではないとして、検討すべき課題といたしたいと考えるわけでござります。

それから公共料金について御質問がございました。すべて公共料金の値上げは凍結せよといううな御質問でございましたが、先ほどから申上げておりますように、公共料金についてはそれが利用者が、その利用を受ける便益に応じて相当な費用を負担するといういわゆる受益者負担の原則だと思つております。しかし、政府は物価安定を最重要な課題と考へておりますから、このうな観点から、五十年度の予算編成にはできるだけ抑制しようという方針のもとに五十年度の予算は編成をしたわけでございます。これをすべて安武君の御要請のごとく凍結する考え方は持つておりません。

ほかは関係大臣からお答えをいたします。

(拍手)

〔國務大臣大平正芳君登壇　拍手〕

○國務大臣(大平正芳君)　たばこの製造原価の公表を抱んでおるのはどういうわけかといふことございます。これは申すまでもなく、全世界で当たりまして、専売国であろうと非専売国であろうと、いずれの国もたばこのメーカーの製造原価の公表はその企業の最高の秘密になつております。公表しないことに徹しておるわけでございまして、わが国だけが公表していないわけではありません。もしそが国だけがこれを公表するとなりますと、わが国のたばこ事業が国際的に本当に不利な立場になるわけでございますので、この点は御理解をいただきたいと思います。

それから第二に、たばこ事業は大変な益金を上げるのであって値上げする必要はないじやないかといふ御指摘でございます。仰せのとおりでございまして、財政専元をいたしまして相当の益金を上げておりますことは御指摘のとおりであります。この理由は、申すまでもなく、たばこ事業にも達しようとするという実情でござりますので、これを五六%程度に上げさしていただこうという御審議をいま願つておるわけでござります。この理由は、申すまでもなく、たばこ事業にも達しようとするという実情でござります。

たび申し上げておりますように、諸外国におきましても、たゞこにおきまして七〇%程度の負担をして、わが国が五六%をお願いいたしましたとしても、私は決して無理でないと判断いたしております。それから、そういう値上げによらないで、租税特別措置の改廃等を通じて財源を調達すべきではないかという御指摘でござります。これは、これもたびたび本院においても政府側から見解を御披露申し上げておりますとおり、租税特別措置、これは税の持つておる促進的な、あるいは抑制的な機能を、特定の政策を実行する場合に活用しそうな、という仕組みでございまして、今日では所得税の領域で主として活用されておる制度でございます。大企業、大資産家擁護の制度であるという御指摘は誤りであります。貯蓄の奨励でございますとか、あるいは技術の発明、技術の改良等の促進でございますとか、あるいは公害防止の促進でありますとか、そういう政策目的に貢献する制度になつておるわけでございます。政府といふたしましては、そういう政策目的に奉仕する限りにおいて、この制度を活用いたしておるわけでございます。この制度にあくらをかいて、そういう機能をもう十分果たしたにかかわらず、この特権の上にあぐらをかこうとするようなことは許されないつもりでおりますことを御理解いただきたいと思います。

それから、付加価値税はとるべきでないということをごぞいます。付加価値税を採用することは、政府は申し上げたことはないでございまして、現行の税制に頼りまして、可能な限り、われは必要な財源を確保いたしたいと考えております。

それから自動販売機の改修、または買いかえについて、これは小売業者の負担に任せられて放棄されておるのではないかという御質問でございまして、これはマージンの改定を通じまして業者と専売公社の間にお詫びがつきまして、小売業者

〔國務大臣三木武夫君登壇、拍手〕
○國務大臣(三木武夫君) 安武君の御質問にお
えをいたします。

ますので、いま直ちにこれを実施する考え方ではなくして、検討すべき課題といったしたいと考えるわけですが、

されておるのではないかといふ御疑問でございまして、これはマージンの改定を通じまして業者専売公社の間にお詰合いがつきまして、小売業者

が御負担になるという約束に相なつております。しかし、政府として、公社といつても、この改修ないし買いかえが田滑にまいりますように側面的な援助は惜しまないつもりであります。ことを承知いたしております。

それから最後に、国民の負担との関係についての御指摘ございました。先ほど矢追さんの御質疑にもお答えいたしましたが、国民全体の率から申しますと、たばこについての支出を四十三年度と四十九年度と比較いたしますと、収入が四十三年度に比べて四十九年度は二・六倍になつておりますが、たばこの支出は一・七倍になっております。今度改正をいたしましてそれが一・九倍になるわけございまして、常にそいつた点につきましては政府も極力抑えておるわけでございます。今度改正をいたしましては増税を行つ、こういうことによつたわけですが、これはそれを申し上げておるとおりの事情があるわけでありまして、私どもの考え方には物価をとにかく重視しておるということにつきましては御理解を賜りたい、かようになります。

それから、大企業の値上げをどううふうに抑

立場にあるわけありますので、このような変動期におきましては多々公共料金の改定すべきものはあるんです。しかし、物価政策を考えますと、公共料金はそう簡単には考えられない。そこで、御承知のように塩や電話や電信、国鉄、いずれも値上げを抑制しておる、こういうことでございます。ただ、たばこ、郵便料金につきましては、これは価格並びに料金の改定をする、また酒につきましては増税を行つ、こういうことによつたわけですが、これはそれを申し上げておるとおりの事情があるわけでありまして、私どもの考え方には物価をとにかく重視しておるということにつきましては御理解を賜りたい、かようになります。

それから、大企業の値上げをどううふうに抑 制するかという御質問ですが、確かに大企業側には、いま経営が非常に困難である、その困難をどううふうに脱出するか、値上げによって脱出し よう、こういう動きが非常に旺盛です。しかし、その点につきましては、物価問題がこれからいよいよ重大な山にかかるんだということにつきまして、さような動きが現実化することは、これは大変なことです。そこで、企業家側に対しましても、この物価対策に御協力を願いたいという要請をいたしておるわけでありまして、この要請はかなり深く理解されつつある、かようになっておりま す。なお、政府側におきましても、企業家側のそういう動きに對応いたしまして、総需要の管理体制、それから物資、商品との需給価格の動き、そういうものにつきましては深甚な配慮をしてまいります。かようしておきます。

○國務大臣(福田赳氏) お答えいたします。安武さんは、物価の安定なくして社会的公正はない、こういう御主張を強く展開されておりますが、それは私も全くこの点だけは一〇〇%そういうふうに考えております。ただ、細かい点になり

ますと、いろいろ所見の違ち点もあります。

第一に、物価安定がそのように大事であるならば公共料金はこの際凍結すべきではない、こういう御所見、先ほど来る申し上げておりますが、公共料金はこれは受益者負担原則、こういう

立場にあるわけありますので、このよう

たのが同じく昨年の十二月であります。以降今日までの約半年間を考えてみると、さま変わりに近

い状況の変化があつたと思ひます。

酒たばこの値上げが検討されていた当時は、

今年の値上げ率は二〇%を超えるというのが一般的な見方だたと思います。たとえば国民経済研究協会の予測が二五%、日本経済研究所が二三%であ

り、政府の見通しでさえ一七%でした。しかし現実は、平均して十数%であり、ゼロあるいは一け

たの値上げ率、さらには、ことしの秋まで延期とな

った例も決して少なくありません。

そこで、総理にお尋ねをします。値上げ率が二〇%を超える場合と一〇%前後にとどまる場合

では、酒たばこの値上げに対する国民の受け取

り方も違つてくるとお見えになりませんか。ま

た、これほど状況が違ついても、酒たばこの

値上げだけは予定どおり実施するおつもりですか。

酒たばこも、概して国民の小遣いの中から

支出されるものであります。収入の増加も思うに任せず、しかも物価高の中に暮らしている小遣いの悲惨は總理もお認めだと思います。そこには

で、増税の手を伸ばすということはよくよくのこととあります。したかつて、もし、国民にそのせ

つない負担を強いいるというのなら、せめてその前提条件として、税負担の公平が図られていないければなりません。では總理は、国民の小遣いの中から支

出されるものにまで増税できるほど、税負担

の公平化が進んでいるとお考えでござりますか、お尋ねをしたいと思います。

次に、昭和五十年度予算の問題についてお伺いをします。

すでに昭和四十九年度において約八千億円の歳

入不足が見込まれ、昭和五十年度においてはこれ

を大幅に上回る歳入不足が予測されております。

この意味で、昭和五十年度予算は、物の役に立た

ない存在になりかけているといつても過言ではありません。

今年度の税制改正案が税制調査会に諮問された

の一つは、言うまでもなく歳出面におけるむだの排除でありましょう。

ところで、昭和五十年度予算のうち、補助金、補給金及び委託費は、一般会計、特別会計及び政府関係機関を合わせて総額約六兆四千億円であります。酒たばこの増税分約三千六百億円は、その大半にも達しません。補助金等の支出について、従来から抜本的な見直しが要請され、指摘されてまいりました。

では、補助金、補給金及び委託費について、酒たばこの値上げを回避する見返りとしてわずか六%を減額する努力もできないのでございましょうか。また一方、増税を見送った場合、酒の業界や専売公社の経営に悪い影響があるのでございましょうか。また、今年度のたばこ消費税を確保するのに問題となるのでございましょうか。増税、すなわち値上げをすれば販売量は当然減少するものと見なければなりません。したがって、酒たばこは国税収入をふやすことができないと主張されるのであります。しかし、私はこの問題について、昭和四十九年度決算の問題に触れながらお伺いをしたいと思います。

昭和四十九年度、すなわち当初約八千億円の歳入不足が見込まれた決算を見ると、歳出は十二カ月分、すなわち一年分で当然のことであります。肝心の歳入は一年分を超してプラスアルファであります。ごく大さっぱに考えれば十三カ月分と言つてよいであります。なぜ、このような都合がよい決算ができたかといえば、政令を改正して、従来の規定では次の年度に入る歳入の一部を、昭和四十九年度の歳入に繰り入れたからであります。その額は約四千億円と聞いております。しかし、四千億円の歳入の出入りが政令の改正一つでできるくらいなら、酒たばこの増税の見送りに伴う歳入問題について、あまり心配する必要はない

の一つは、言うまでもなく歳出面におけるむだの排除でありましょう。

ところで、昭和五十年度予算のうち、補助金、補給金及び委託費は、一般会計、特別会計及び政府関係機関を合わせて総額約六兆四千億円であります。酒たばこの増税分約三千六百億円は、その大半にも達しません。補助金等の支出について、従来から抜本的な見直しが要請され、指摘されてまいりました。

では、補助金、補給金及び委託費について、酒たばこの値上げを回避する見返りとしてわずか六%を減額する努力もできないのでございましょうか。また一方、増税を見送った場合、酒の業界や専売公社の経営に悪い影響があるのでございましょうか。また、今年度のたばこ消費税を確保するのに問題となるのでございましょうか。増税、すなわち値上げをすれば販売量は当然減少するものと見なければなりません。したがって、酒たばこは国税収入をふやすことができないと主張されるのであります。しかし、私はこの問題について、昭和四十九年度決算の問題に触れながらお伺いをしたいと思います。

昭和四十九年度、すなわち当初約八千億円の歳入不足が見込まれた決算を見ると、歳出は十二カ

年

以上

大蔵大臣の御所見をお伺いしたいと思

ます。

次に、酒たばこの税負担のひざみの問題につ

いて若干触れておきたいと思

います。

これまでの物価上昇の過程で、酒たばこの税負担は事実相対的に安くなつてしまいました。し

かし、これは何も酒たばこに限つた問題ではあ

りません。

特に、いわゆる狂乱物価以降、価格の相対的な関係にひずみが生じてしまつました。た

とえば、土地価格や建築単価の急激な上昇の結

果、労働者の所得水準が相対的に低くなつてきた

りません。

ねの花であります。このようなひずみの是正は、

安定と生活の向上を担保するものであり、これら

のものが失われたとしたら地域社会の平和も存

在しません。しかし、だからといって、民間企業が

負担は事実相対的に安くなつてしまつました。し

とお考えになりますか。

最後に、総理にお伺いをします。

総理は、消費者物価上昇率を来年三月までに一

けたにするという目標に対しどのような責任を

負担は事実相対的に安くなつてしまつました。し

かし、これは何も酒たばこに限つた問題ではありません。

かかる十数年前には努力をすればまだ手が届いた持

ち家の夢は、いまや一般的労働者にとって全く高

いと言いたくなるではありませんか。

か、その優先順位を決めるのも重要な現実的課題

であります。

どのような展望と優先順位で取り組もうとされる

か、副総理にお尋ねをいたします。

【副議長退席、議長着席】

最後に、酒たばこの値上げと今後の物価政策

との関連についてお伺いをいたします。

今回のたばこ値上げは、平均四八%という大幅

なものです。たばこ事業の益金率、平たく

えをいたします。

今年度の春闘が節度のある水準で妥結を見たこ

とに對して、労使双方の努力に深い敬意を表する

ものであります。この賃上げ率と、たばこ、酒

の値上げとを直接に関係させては政府は考えて

いないわけござります。酒たばこはしばしば申

し上げますように、昭和四十三年度から七年間こ

れを値上げをいたさなかつたわけでございまし

た。物価コストの上昇などを反映して負担の水

準が相當に低下したと、こういうことでその一部を

回復したいということで、賃上げ率と直接に結び

つけては考えていないということござります。

また、税の負担の公平といふことについては、

企業の利益もまた國と地方の財政を支えるもの

であり、同時にまた、そこで働く労働者の雇用の

安定と生活の向上を担保するものであり、これら

のものが失われたとしたら地域社会の平和も存

在しません。しかし、だからといって、民間企業が

負担は事実相対的に安くなつてしまつました。し

とお考えになりますか。

酒たばこの間接税の引き上げは、先ほど申し

上げましたような理由で今回値上げをいたしたい

と思うわけでございますが、増税である——これ

は増税であるという表現はどうも適当でないで

ございます。

酒たばこの間接税の引き上げは、先ほど申し

上げましたような理由で今回値上げをいたしたい

と思うわけでございますが、増税である——これ

は増税であるという表現はどうも適當でないで

ございます。

栗林君の御指摘のとおりでございますが、政府

は、五十年度の税制改革におきまして、利子・

配当課税の特例及び土地譲渡所得の課税の特例な

どについて是正を図つて、資産所得に対しても税

負担の公平には配慮をいたしてまいつたわけでござります。

また、税の負担の公平といふことについては、

企業の利益もまた國と地方の財政を支えるもの

であり、同時にまた、そこで働く労働者の雇用の

安定と生活の向上を担保するものであり、これら

のものが失われたとしたら地域社会の平和も存

在しません。しかし、だからといって、民間企業が

負担は事実相対的に安くなつてしまつました。し

とお考えになりますか。

酒たばこの間接税の引き上げは、先ほど申し

上げましたような理由で今回値上げをいたしたい

と思うわけでございますが、増税である——これ

は増税であるという表現はどうも適當でないで

ございます。

酒たばこの間接税の引き上げは、先ほど申し

上げ

める。

一、費用

本法律施行に伴う経費は、約八億円であつて、昭和五十年度一般会計予算に計上されています。文部省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年二月二十五日

参議院議長 河野 謙三殿 衆議院議長 前尾繁三郎

文部省設置法の一部を改正する法律案
文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)
第十条第五号の「中「国立青年の家」の下に「及び国立少年自然の家」を加える。

文部省設置法の一部を改正する法律案
文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)
第十条第五号の「中「国立青年の家」の下に「及び国立少年自然の家」を加える。

文部省設置法の一部を改正する法律案
文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)
第十条第五号の「中「国立青年の家」の下に「及び国立少年自然の家」を加える。

この法律は、昭和五十年十月一日から施行する。

〔加藤武徳君登壇、拍手〕

○加藤武徳君 ただいま議題となりました文部省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

本法律案は、少年を自然に親しませ、団体宿泊

訓練を通じてその健全な育成を図るため、文部省の付属機関として国立少年自然の家を設置しようとするものであります。

委員会におきましては、国立少年自然の家について、その設置の趣旨や運営方法及びその設置の計画並びに社会教育の充実、既存教育施設拡充の必要性、入試制度の今後のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上御報告をいたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第四 文化功労者年金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長内藤謙三郎君。

文化功労者年金法の一部を改正する法律案
文化功労者年金法(昭和二十六年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「年金二百万円」を「政令で定める額の年金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により年金の額を定めるに当たっては、文化の向上発達に関する功績に照らし、

社会的経済的諸事情を勘案して、文化功労者を顕彰するにふさわしいものとなるようにしなければならない。

以上御報告申し上げます。(拍手)

この法律は、昭和五十年五月八日から施行する。

〔内藤謙三郎君登壇、拍手〕

○内藤謙三郎君 ただいま議題となりました法律案について、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年における社会的、経済的事情にかんがみ、文化功労者に支給すべき年金の額の改定を速やかに行うため、これを法律の改正によらず、政令で定めようとするものであります。

の改定をすみやかに行うため、これを法律の改正によらず、政令で定めようとするためであります。

おおむね妥当な措置と認めた。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

なお、昭和五十年度一般会計予算に、文化功労者の年金額を二百万円から二百四十万円に引き上げるのに必要な経費を含め、文化功労者年金として、三億一千四百四十万円が計上されています。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年四月十八日

参議院議長 河野 謙三殿 衆議院議長 前尾繁三郎

文化功労者年金法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年五月八日

参議院議長 河野 謙三殿 衆議院議長 前尾繁三郎

文化功労者年金法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年五月八日

参議院議長 河野 謙三殿 衆議院議長 前尾繁三郎

文化功労者年金法の一部を改正する法律案

文化功労者年金法(昭和二十六年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「年金二百万円」を「政令で定める額の年金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により年金の額を定めるに当たっては、文化の向上発達に関する功績に照らし、

社会的経済的諸事情を勘案して、文化功労者を顕彰するにふさわしいものとなるようにならなければならぬ。

以上御報告申し上げます。(拍手)

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

〔内藤謙三郎君登壇、拍手〕

○内藤謙三郎君 これよりを採決をいたしました。

本法律案は、最近における社会的経済的諸事

〔内藤謙三郎君登壇、拍手〕

案について、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年における社会的、経済的事情にかんがみ、文化功労者に支給すべき年金の額の改定を速やかに行うため、これを法律の改定によらず、政令で定めようとするものであります。

また、衆議院において、施行期日についての修正是が行われました。

なお、文化功労者の年金額につきましては、昭和四十九年度に百五十万円から二百万円に引き上げられましたが、昭和五十年度一般会計予算では、さらにこれを二百四十万円に引き上げるのに必要な経費が計上されております。

委員会におきましては、年金額の改定を政令に委任する理由、年金の性格と年金額決定の根拠、文化功労者の選考基準作成の是非、文化功労者による問題について、熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、加藤委員から日本共产党を代表して、文化功労者の年金額を現行どおり法律で定めることとし、年金額を二百四十万円に引き上げることを内容とする修正案は提出されました。

別に討論もなく、採決に入り、まず修正案は賛成少数をもつて否決、結局本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

〔内藤謙三郎君登壇、拍手〕

○内藤謙三郎君 これよりを採決をいたしました。

本法律案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第五 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長宮崎正義君。

審査報告書

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年五月八日

運輸委員長 宮崎 正義

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、自動車の登録、検査等に関する事務を円滑に遂行するため、それに要する経費の財源を確保することができるよう自動車の登録、検査等に関する手数料の最高限度額を引き上げようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い、昭和五十年度自動車検査登録特別会計予算において、自動車検査登録印紙売渡し収入は、四十億三千万円の増加が見込まれている。

道路運送車両法の一部を改正する法律案

昭和五十年三月十四日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

道路運送車両法の一部を改正する法律案

号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項の表第一号中「三百円」を「六百円」に改め、同表第二号中「二百円」を「四百円」に改め、同表第三号中「行なう」を「行うた」、「二百円」を「四百円」に改め、同表第四号中「千円」を「二千円」に改め、同表第五号中「五百円」を「九百円」に改め、同表第六号中「六百円」を「千百円」に改め、同表第七号中「七百円」を「千四百円」に改め、同表第八号中「百円」を「四百円」に改め、同表第九号中「一万五千円」を「二十二万円」に改め、同表第十号中「四千円」を「二万一千円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔宮崎正義君登壇、拍手〕

○宮崎正義君 ただいま議題となりました道路運送車両法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果について御報告を申し上げます。

本法律案は、自動車の登録、検査等に関する事務を円滑に遂行するため、それに要する経費の財源を確保することができるよう、自動車の登録、検査等に関する手数料の最高限度額を引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、自動車需要の動向、手数料改定の必要性、自動車検査登録特別会計の運用状況、排気ガス及び保安基準の規制強化に伴う検査体制に関する諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

表决は記名投票をもつて行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

〔議場閉鎖〕

〔参考氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(河野謙三君) 投票漏れはございませんか。

投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

○議長(河野謙三君) これより開票いたします。

投票を参考に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参考投票を計算〕

○議長(河野謙三君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

白色票

一百三十六票
百二十四票
百十二票

青色票

吉田 寶藏君

寺下 岩藏君

平井 卓志君

中西 一郎君

園田 清充君

久保田 藤磨君

最上 進君

森下 泰君

藤川 一秋君

鳩山威一郎君

永野 嚴雄君

安孫子 藤吉君

有田 一寿君
石破 二朗君

中村 登美君

吉武 恵市君

増原 恵吉君

藤井 丙午君
原 文兵衛君
高橋 邦雄君
寺本 広作君
佐藤 隆君
石本 茂君
小林 国司君
柳田桃太郎君
玉置 和郎君
楠 正俊君
西村 尚治君
新谷寅三郎君
郡 祐一君
迫水 久常君
小川 丸茂
志村 重貞君
柴立 芳文君
棚辺 四郎君
戸塚 進也君
坂野 昭子君
山東 岩男
志村 愛子君
吉田 実君
寺下 岩藏君
平井 卓志君
中西 一郎君
園田 清充君
久保田 藤磨君
最上 進君
森下 泰君
藤川 一秋君
鳩山威一郎君
永野 嚴雄君
安孫子 藤吉君
有田 一寿君
石破 二朗君

桧垣徳太郎君
中村 梅二君
細川 護熙君
林田悠紀夫君
菅野 儀作君
中山 太郎君
宮崎 正雄君
内藤督三郎君
高橋雅之助君
岩動 道行君
鍋島 直紹君
上原 正吉君
青木 一男君
徳永 正利君
八木 一郎君
塙見 俊二君
片山 正英君
嶋崎 均君
中村 太郎君
高橋 蒼富君
斎藤栄三郎君
添山英太郎君
岩上 紗子君
大島 友治君
斎藤 栄君
黒住 忠行君
川野 静君
今泉 正二君
山崎 竜男君
初村滝 一郎君
久次米健太郎君
世新 政隆君
藤田 正明君
岡本 悟君
橋 直治君
加藤 武徳君
鈴木 亨弘君

○議長(河野謙三君)	日程第六	勤労者財産形成 促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
前川	山崎 昇君	田中寿美子君
鈴木美枝子君	小野 明君	竹田 神沢
栗原 傑夫君	瀬谷 戸叶	村田 秀三君
英行君	森下 竹田	野口 忠夫君
俊夫君	森中 四郎君	森 薫ヶ久保重光君
明君	片山 郁子君	勝治君
昇君	森下 守義君	志苦 忠孝君
旦君	片山 昭司君	近藤 照美君
日程第六	橋本 敦君	安武 洋子君
内藤 功君	辻 一彦君	佐々木静子君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	小谷 敏雄君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	和田 静夫君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	立木 洋君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	鈴木 力君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	杉山善太郎君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	加藤 進君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	塚田 大願君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	吉田忠三郎君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	岩間 正男君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	松永 忠二君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	中村 英男君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	阿具根 登君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	春日 正一君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	藤田 進君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	河田 賢治君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	上田耕一郎君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	野々山 三君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	須藤 五郎君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	星野 力君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	鶴園 哲夫君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	沢田 政治君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	渡辺 武君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	安永 英雄君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	渡辺 武君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	須藤 五郎君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	鶴園 哲夫君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	野々山 三君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	藤田 進君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	河田 賢治君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	上田耕一郎君

要領書 員会の決

一、委員会の決定の理由

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律
案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年五月八日

一、転職した場合における勤労者財産形成貯蓄契約の継続措置、勤労者財産形成給付金制度及び助成金制度並びに勤労者財産形成持家融資制度が活用されるよう、積極的に行政指導を行うこと。
二、勤労者財産形成持家融資の貸付条件全般について、改善に努めること。

一、労働者の貯蓄目的における子弟教育目的の重要性にかんがみ、かかる目的の貯蓄に対する援助の強化について検討すること。
一、社内預金の管理の適正化を図るとともに、労働者財産形成促進制度との調整について検討すること。

一、本制度の普及發展のため、加入者の利便を考慮して金融上の改善措置を検討すること。
右決議する。

一、費用

卷之三

前尾繁三郎

附帶決議

2

労者財産形成促進法の一部を改正する法律

力すべきである。

一、勤労者の財産形成貯蓄の日減りを防止する、ともに、貯蓄資産を増大させるために総合的調査検討を行つたうえ、財政面からの優遇措の実施に努力すること。

目次中「蓄業者貯蔵形貯販等」を「貯蔵業者等」に、「成貯蓄等」に、「第八条」を「第八条の二」に、「第二

一、財産形成を促進させるため、税制面での優
遇措置をさらに充実するよう努力すること。
一、物価対策及び土地対策の確立が勤労者財産
形成の基礎的条件をなすことにはがみ、これ

「第十九条」を「第十七条」に改める。
第二条第四号中「及び有価証券の購入」を、「並びに」を「及び
価証券の購入その他の貯蓄」に、「並びに」を「及び
に改める。

昭和五十年五月二十三日 参議院会議録第十二号

道路運送車両法の一部を改正する法律案

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案

神田	大谷藤之助君	伊藤	五郎君
佐藤	亘四郎君	橋本	公韶君
高田	岡田	龜井	繁蔵君
稻嶺	稻嶺	山崎	久興君
安田	安田	増田	勝久君
高田	高田	木村	上條登君
二木	二木	源田	橋本登君
熊谷	熊谷太三郎君	福井	五郎君
温水	温水三郎君	木村	勝久君
喜屋武	喜屋武眞榮君	矢野	伊藤勝君
塩出	塩出啓典君	山崎	五郎君
市川	市川房枝君	増田	五郎君
内田	内田善利君	木村	五郎君
桑名	桑名義治君	源田	五郎君
上林	上林繁次郎君	福井	五郎君
黒柳	黒柳明君	木村	五郎君
和田	和田春生君	矢野	五郎君
藤井	藤井忠雄君	山崎	五郎君
鈴木	鈴木恒男君	増田	五郎君
宮崎	宮崎一弘君	木村	五郎君
中村	中村正義君	源田	五郎君
二宮	二宮利次君	福井	五郎君
小平	小平芳平君	木村	五郎君
中尾	中尾辰義君	木村	五郎君
向井	向井文造君	木村	五郎君
長年君	長年君	木村	五郎君
久保	久保哲君	木村	五郎君
野田	野田理君	木村	五郎君
赤桐	赤桐豊君	木村	五郎君
秦	秦操君	木村	五郎君
小山	一小平君	木村	五郎君

○議長(河野謙三君)	日程第六	勤労者財産形成 促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
前川	山崎 昇君	田中寿美子君
鈴木美枝子君	小野 明君	竹田 神沢
栗原 傑夫君	瀬谷 戸叶	村田 秀三君
英行君	森下 竹田	野口 忠夫君
俊夫君	森中 四郎君	森 薫ヶ久保重光君
明君	片山 郁子君	勝治君
昇君	森下 守義君	志苦 忠孝君
旦君	片山 昭司君	近藤 照美君
日程第六	橋本 敦君	安武 洋子君
内藤 功君	辻 一彦君	佐々木静子君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	小谷 敏雄君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	和田 静夫君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	立木 洋君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	鈴木 力君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	杉山善太郎君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	加藤 進君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	塚田 大願君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	吉田忠三郎君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	岩間 正男君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	松永 忠二君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	中村 英男君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	阿具根 登君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	春日 正一君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	藤田 進君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	河田 賢治君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	上田耕一郎君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	野々山 三君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	須藤 五郎君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	星野 力君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	鶴園 哲夫君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	沢田 政治君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	渡辺 武君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	安永 英雄君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	須藤 五郎君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	野々山 三君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	藤田 進君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	河田 賢治君
内藤 功君	辻 神谷信之助君	上田耕一郎君

審査報告書

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年五月八日

参議院議長 河野 謙三殿

社会労働委員長 村田 秀三

一、要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、勤労者の財産形成を一層促進するため、勤労者財産形成貯蓄制度を改善するとともに、事業主の拠出による勤労者の財産形成の援助のための勤労者財産形成給付金制度及びこれに関する助成金の制度を創設し、あわせて、雇用促進事業団、住宅金融公庫等による勤労者の持家取得のための融資制度を拡充しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附
附帯決議

政府は、勤労者財産形成促進制度を充実するため、次の事項について適切な措置を講ずるよう命令する。

一、勤労者の財産形成貯蓄の目減りを防止する。ともに、貯蓄資産を増大させるために総合的調査検討を行つたうえ、財政面からの優遇措定の実施に努力すること。

一、財産形成を促進させるため、税制面での優遇措置をさらに充実するよう努力すること。

一、物価対策及び土地対策の確立が勤労者財産形成の基礎的条件をなすことにはがみ、これ

の施策の一層の充実を図ること

一、転職した場合における労働者財産形成貯蓄契約の継続措置、労働者財産形成給付金制度及び助成金制度並びに労働者財産形成持家融資制度が活用されるよう、積極的に行政指導を行うこと。

一、労働者財産形成持家融資の貸付条件全般について、改善に努めること。

一、労働者の貯蓄目的における子弟教育目的の重要性にかんがみ、かかる目的の貯蓄に対する援助の強化について検討すること。

一、社内預金の管理の適正化を図るとともに、労働者財産形成促進制度との調整について検討すること。

一、本制度の普及発展のため、加入者の利便を考慮して金融上の改善措置を検討すること。

右決議する。

第四条第一項中「第六条から第九条までの規定を除き、以下同じ」を「以下この条、第十三条、第十四条及び第十七条において同じ」に改める。

第二章 勤労者財産形成貯蓄

「勤労者財産形成貯蓄等」に改める。

第六条を次のように改める。

(勤労者財産形成貯蓄契約)

第六条 この法律において「勤労者財産形成貯蓄契約」とは、勤労者が締結した次に掲げる契約をいう。

一 銀行、信託会社、信用金庫、労働金庫、信用協同組合その他の金融機関若しくは証券会社で、政令で定めるもの又は国(以下「金融機関等」という。)を相手方とする預貯金、合同運用信託又は有価証券で、政令で定めるもの(以下「預貯金等」という。)の預入、信託又は購入(以下「預入等」という。)に関する契約で、次の要件を満たすもの

イ 三年以上の期間にわたつて定期に、当該契約に基づく預入等(当該契約に基づき預入等が行われた預貯金等又はこれに係る利子若しくは収益の分配(以下この条において「利子等」という。)に係る金額により引き続き同一の金融機関等に預貯金等の預入等を行う場合における当該預入等(以下この号において「継続預入等」という。)及び財産形成給付金(勤労者財産形成給付金契約に係る次条第六号に規定する給付金をいう。以下この条、第七条の二及び第八条において同じ。)に係る金額による預入等を除くものとし、当該契約が証券取引法(昭和二十

三年法律第二十五号)第六十六条の承認を受けた証券会社と締結した有価証券の購入に関する契約で、当該購入のために金銭の預託をする旨を定めたもの(以下この号において「預託による証券購入契約」という。)

である場合にあつては、当該購入のための金銭の預託(以下この号において「金銭の預託」という。)とする。)に係る金銭の払込みをするものであること。

ロ 当該契約に基づく預貯金等については、

その預入等が行われた日から一年間(当該契約が預貯金の預入に関する契約で、一定の積立期間及び据置期間を定め、かつ、最初の預入の日から据置期間の満了の日まで)の間はその払出しをしない旨を定めたものである場合にあつては、当該最初の預入の日から三年間)は、その払出し又は譲渡(継続預入等で、政令で定める要件を満たすものをするための払出し又は譲渡を除く。)をしないこととされていること。

ハ 当該契約に基づく預入等(継続預入等を除くものとし、当該契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。)に係る金銭の払込みは、当該労働者とその者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該預入等に係る金額を当該労働者に支払う責任から免除し、

その者に代わって行うか、又は当該労働者が財産形成給付金に係る金額により、政令で定めるところにより行うものであること。

ト 当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込み(継続払込みを除く。)は、当該労

二 生命保険会社(保険業法(昭和十四年法律第41号)又は外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第百八十四号)の規定による免許を受けた生命保険会社又は外国生命保

險事業者をいう。)、國、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十一号)第十条第一項第八号の事業のうち生命共済の事業を行う農業協同組合又は政令で定める生命共済の事業を行なう者(以下この号及び第十二条において「生命保険会社等」という。)を相手方とする生

命保険に関する契約、簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)第二条の二に規定する簡易生命保険契約又は生命共済に関する契約(次条及び第十二条において「生命保険契約等」という。)で、次の要件を満たすもの

イ 五年以上の期間にわたつて定期に、当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込み(被保険者又は被共済者が当該契約に係る生命保険の保険期間又は生命共済の共済期間の満了の日に生存している場合に支払われる保険金又は共済金に係る金額、剩余金又は割戻金は、当該契約に基づき、当該事業主が当該預入等に係る金額を当該労働者に支払う責任から免除し、

その者に代わって行うか、又は当該労働者が財産形成給付金に係る金額により、政令で定めるところにより行うものであること。

ハ 当該契約に基づく保険料又は共済掛金の割戻しは、利差益に係る部分に限り、

ホ 当該契約に基づく剩余金の分配又は割戻金の割戻しは、利差益に係る部分に限り、

ヘ 当該契約に基づき分配又は割戻しが行われるものであること。

ヘ 当該契約に基づき分配又は割戻しが行われた剩余金又は割戻金は、当該契約に基づく保険金又は共済金その他政令で定める金

額の支払の日まで据え置くこととされてい

ること。

ト 当該契約に基づく保険料又は共済掛金の

払込み(継続払込みを除く。)は、当該労働者とその者を雇用する事業主との契約に基

づき、当該事業主が当該保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を当該労働者に支払う資金から控除し、その者に代わって行うか、又は当該労働者が財産形成給付金に係る金額により、政令で定めるところにより行うものであること。

三 地方住宅供給公社を相手方とする地方住宅

供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第二十一条第二項に規定する住宅の積立分譲に関する契約(次号及び次条において「積立分譲契約」という。)又は住宅金融公庫を相手方とする住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)第二十七条の三第二項に規定する宅地債券の購入に関する契約、沖縄振興開発金融公庫を相手方とする沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第二十七条第一項に規定する宅地債券の購入に関する契約、日本住宅公団を相手方とする日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)第四十九条第二項に規定する特別住宅債券若しくは宅地債券の購入に関する契約若しくは宅地開発公団を相手方とする宅地開発公団法(昭和五十一年法律第一号)第三十四条第一項に規定する宅地債券の購入に関する契約(次号及び次条において「宅地債券等購入契約」という。)で、次の要件を満たすもの

イ 三年以上の期間にわたつて定期に、当該契約に基づく金銭の積立て又は債券の購入

に係る金銭の払込みをするものであること。

ロ

当該契約に基づく金銭の積立て又は債券の購入に係る金額(当該積立てに係る地方住宅供給公社法第二十一条第一項に規定する受入額を超える一定額のうちその超過金額又は当該購入をした債券に係る利子若しくは償還差益を含む。)は、住宅又はその用に供する宅地の取得のための対価の一部に充てられるものであること。

ハ 当該積立て又は購入に係る金銭の払込みは、当該労働者とその者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該積立て若しくは購入に係る金額を当該労働者に支払う資金から控除し、その者に代わって行うか、当該労働者が第一号に該当する契約に基づく預入等に係る預貯金等若しくは前号に該当する契約に係る保険金若しくは共済金に係る金銭、剩余金若しくは割戻金に係る金額その他の政令で定める金額若しくは財産形成給付金に係る金額により、政令で定めることにより行うか、又は当該労働者が次号に該当する契約に基づく預入等に係る金額により行うものであること。

イ 三年以上の期間にわたつて定期に、当該

地債券等購入契約に基づく債券の購入に係る金銭の払込みを取り扱う金融機関等を相手方とする預貯金等の預入等に関する契約(第一号への要件を満たすものに限る。)で、当該預

立又は宅地債券等購入契約に基づく債券の購入に係る金銭の払込みを行うことその他の政令で定める要件を満たすもの

第六条の次に第一条を改める。

(勤労者財産形成給付金契約)

第六条の二 この法律において「勤労者財産形成給付金契約」とは、事業主が、その事業場の勤労者(国家公務員、地方公務員及び公共企業体の職員を除く。以下この条、第七条の二、第八条の二から第十条まで及び第十六条において同じ。)の財産形成に寄与するため、その事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合があるとき

の当該信託金を除く。)保険料(剩余金に係る金額により保険料の払込みが行われる場合の当該保険料を除く。)共済掛金(割戻金に係る金額により共済掛金の払込みが行われる場合の当該共済掛金を除く。)又は証券投資信託の設定のための金額(収益の分配に係る金額により当該設定のための金額の払込みが行われる場合の当該設定のための金額を除く。)

一 当該契約に基づく信託金(収益の分配に係る金額により信託金の払込みが行われる場合の当該信託金を除く。)保険料(剩余金に係る金額により保険料の払込みが行われる場合の当該保険料を除く。)共済掛金(割戻金に係る金額により共済掛金の払込みが行われる場合の当該共済掛金を除く。)又は証券投資信託の設定のための金額(収益の分配に係る金額により当該設定のための金額の払込みが行われる場合の当該設定のための金額を除く。)

二 当該契約に基づく信託の受益者、生命保険

業主がその全額を拠出するものであること。

三 当該契約に基づく信託の受益者、生命保険

の被保険者及び保険金受取人、生命共済の被

合連合会をいう。)又は証券投資信託(証券投資

信託法(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第一項に規定する証券投資信託をいう。以下この条において同じ。)の委託会社(証券投資信託法第二条第三項に規定する委託会社をいう。以下この条において同じ。)と締結した勤労者を受益者とする信託、勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険、勤労者を被保険金受取人とする生命共済又は勤労者を受益者とする信託を設立する。

二 その他政令で定める要件

四 積立分譲契約に基づく金銭の積立て又は宅

受益証券の取得者(以下この号において「信託の受益者等」という。)とされる勤労者は、当該契約に係る事業場の勤労者(政令で定める者を除く。)で、信託金等の払込みを行う日以

前一年間を通じて、勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等(勤労者財産形成貯蓄契約に該当する生命保険契約又は積立分譲契約に基づく保険料若しくは共済掛金の払込み又は金銭の積立て)を含む。第十一条を除き、以下同じ。)に係る預貯金等(勤労者財産形成貯蓄契約に該当する生命保険契約等、積立分譲契約又は宅地債券等購入契約に基づく保険料若しくは共済掛金の払込みに係る金額、金銭の積立てに係る金額又は購入に係る債券を含む。第九条において同じ。)を有していたものとし、信託の受益者等となることについて一定の資格を定めたときは、当該資格を有する者に限るものとする。

三 当該契約に基づく信託金等の払込みは、前号に規定する勤労者一人当たり一年につき政令で定める額を超えない一定の金額により、毎年、一定の時期に行うものであること。

四 当該契約が生命保険に関する契約又は生命共済に関する契約である場合には、当該契約に基づき保険金受取人となつた勤労者に係る生命保険の剩余金又は当該契約に基づき共済金受取人となつた勤労者に係る生命共済の割戻金は、引き続き当該勤労者を被保険者及び保

險金受取人とする生命保険の保険料又は当該勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済の共済掛金の払込みに充てることとされていること。

五 当該契約が証券投資信託の設定の委任に関する契約である場合には、当該証券投資信託の受益証券は、譲渡することができないものとされており、かつ、当該受益証券を取得した勤労者が当該受益証券に係る証券投資信託の解約金又は償還金(収益の分配)を含む。以下の解約金又は償還金(収益の分配)を含む。以下この条において「投資信託解約金等」といふ。)の支払を受けるべきこととなるまでの間、当該委託会社が、当該勤労者に代わって、金融機関又は証券会社に、当該受益証券の保管の委託をすることとされていること。

六 当該契約に基づき信託の受益者となつた勤労者に係る信託財産の交付に係る金銭(収益の分配)を含む。以下この号において「信託交付金」という。)当該契約に基づき生命保険の保険金受取人若しくは生命共済の共済金受取人となつた勤労者に係る保険金若しくは共済金(返戻金その他政令で定める金銭)を含む。以下この号において同じ。又は当該契約に基づき証券投資信託の受益証券を取得した

約)に基づき当該勤労者のために最初に信託金、保険料、共済掛金又は証券投資信託の設定のための金銭の払込みが行われた日(当該勤労者に支払われる当該契約に係る信託交付金、保険金、共済金又は投資信託解約金等(以下この号において「給付金」という。)で最初に支払われるべきもの以外のもの(以下この号において「第二回目分以後の給付金」という。)の支払については、政令で定める日。以下この号において「起算日」という。)から起算して七年を経過した日(その日前に当該勤労者について政令で定める理由(以下この号において「中途支払理由」という。)が生じた場合には、その中途支払理由が生じた日)において、起算日(第二回目分以後の給付金の場合にあつては、政令で定める日)から、当該七年を経過した日の前日の六ヶ月前の日(その日前に当該勤労者について中途支払理由が生じた場合には、その中途支払理由が生じた日)までの間に当該契約に基づき当該勤労者のために払込みが行われた信託金、保険料、共済掛金又は証券投資信託の設定のための金銭に係る給付金の全額が、一時金として支払われるべきこととされていること。

七 当該契約に基づく給付金の支払は、当該勤労者に係る投資信託解約金等の支払については、当該契約(当該事業主が他に勤労者財産形形成給付金契約を締結しており、又は締結することとなつた場合において、当該契約の相手方以外の者を第七条

の二第一項に規定する支払に関する事務を一括して行う者として指定したときは、その指定した者を通じて行うものであること。

八 その他政令で定める要件

第七条の次に次の二条を加える。

(勤労者財産形成給付金契約についての一括支払機関の指定等)

第七条の二 事業主が同一の勤労者に関して二以上の勤労者財産形成給付金契約を締結する場合に、事業主は、第六条の二に規定する信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会又は証券投資信託の委託会社のうち一の会社又は農業協同組合連合会を、財産形成給付金の支払に関する事務を一括して行う者として指定しなければならない。

2 第六条の二に規定する農業協同組合連合会は、項の規定による指定を受けて、財産形成給付金の支払に関する事務を一括して行うことができる。

3 第六条の二第二号に規定する一定の資格及び同条第三号に規定する一定の金額は、特定の者について不当に差別的なものであつてはならない。

(政令への委任)

第七条の三 前二条に定めるもののはか、第六条の二に規定する承認の手続その他勤労者財産形成給付金契約を締結する事項は、政令で定める。

第八条中「預入等をした場合」の下に「又は勤労者が一時金として財産形成給付金の支払を受けた場合」を加える。

(中小企業勤労者財産形成助成金)

第八条の二 履用促進事業団(以下「事業団」といふ。)は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百六号)第十九条に規定する業務のほか、

この法律の目的を達成するため、勤労者財産形成給付金契約に基づく拠出をする中小企業の事業主(その常時雇用する勤労者の数が政令で定める数以下である事業主をいう。)に対し、政令で定めるところにより、助成金を支給する業務を行う。

第九条の見出しを「事業団の行う勤労者財産形成家融資」に改め、同条第一項中「雇用促進事業団(以下「事業団」という。)」を「事業団」に改め、「(昭和三十六年法律第百六号)」を削り、「(昭和三十六年法律第百六号)」を削り、「この条」を「この号及び次号」に改め、「宅地」の下に「又はこれに係る借地権」を加え、同項第一号中「

三 事業主又は事業主団体で、事業主にあつてはその雇用する勤労者(継続して三年以上にわたつて勤労者財産形成契約に基づく預入等をしたことその他の政令で定める要件を満たす者に限る。以下この号において同じ。)

昭和五十年五月二十二日 参議院会議録第十二号

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案

に、事業主団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者にその持家としての

住宅の建設のための資金の貸付けを行うもの

に対し、各勤労者についてその者の有する勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等に係る

預貯金等の額の二倍に相当する額(その額が

政令で定める額を超える場合には、当該政令で定める額)。次条及び第十五条において「貸付限度額」という。の範囲内で、当該貸付けのための資金の貸付けを行うこと。

第九条第二項中「前項第一号」を「事業団の行う、前項第一号及び第三号」に改め、同項第一号中「すべての事業主」を「事業主のうち政令で定める割合以上のもの」に改め、同項第一号中「当該住宅の分譲」を「当該貸付けに係る資金により建設し、若しくは購入する住宅の分譲を受けようとする勤労者

にあたつて、労働省令で定めるその分譲」を「若しくは当該貸付けに係る資金により当該事業主団体が行う貸付け」に、「又は購入する住宅の分譲による」に改め、「(昭和三十六年法律第百六号)」を削り、「この号及び次号」に改め、「宅地」の下に「又はこれに係る借地権」を加え、同項第一号を

第九条の見出しを「事業団の行う勤労者財産形成家融資」に改め、同条第一項中「雇用促進事業団(以下「事業団」という。)」を「事業団」に改め、「(昭和三十六年法律第百六号)」を削り、「(昭和三十六年法律第百六号)」を削り、「この条」を「この号及び次号」に改め、「宅地」の下に「又はこれに係る借地権」を加え、同項第一号を

(住宅金融公庫等の行う勤労者財産形成持家融資)

第十条 住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、この法律の目的を達成するため、住宅金融

公庫法第十七条第一項若しくは第二項第一号の規定による貸付けの業務又は沖縄振興開発金融

公庫法第十九条第一項第三号に掲げる業務の一

部として、前条第一項第三号に規定する勤労者

で、事業主又は事業主団体から事業団の行う同

号の貸付けに係る資金の貸付けを受けることが

できないもの(住宅金融公庫法第十七条第一項

第一号又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号に掲げる者に該当するものに限る。)に對し、当該事業主又は事業主団体が前条

第一項第三号イに掲げる者に該当するものに限る。)に對し、当該事業主又は事業主団体が前条

第一項第二号の措置(事業団の行う同条第一項第三号の貸付けに係る措置に限る。)に準ずる措

置を講ずる場合に限り、政令で定めるところに

より、当該勤労者に係る貸付限度額の範囲内

で、かつ、当該業務に係る通常の貸付けの条件

と異なる条件により、住宅の建設のための資金

の貸付けを行うものとする。ただし、当該勤労

者に対し、政令で定めるところにより、当該貸

付けに併せて、当該業務に係る通常の貸付けの

条件により、当該資金の貸付けを行うことを妨

げない。

3 事業団の行う第一項の貸付けに係る貸付金の

利率、償還期間その他当該貸付けについて必要

な事項は、政令で定める。

「保険法及び勤労者財産形成促進法」と、同法

第四十九条第四号中「第七項」とあるのは「第七項若しくは勤労者財産形成促進法第十条第一

項」と、「同条」とあるのは「第二十条」とする。

3 沖縄振興開発金融公庫の行う第一項の規定に

よる業務に関する沖縄振興開発金融公庫法第三十二条第二項及び第三十九条第六号の規定の適

用については、同法第三十二条第二項中「及び

自作農維持資金金融通法」とあるのは「自作農維持資金金融通法及び勤労者財産形成促進法」とす

る。

(勤労者財産形成持家融資等の原資)

第十一條 事業団の行う第九条第一項の貸付け、

住宅金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の

行う前条第一項本文の貸付け又は第十五条第二

項に規定する共済組合等の行う同項の住宅の建

設及び貸付けに必要な資金は、次条に規定すると

ころにより調達するものとし、当該調達のための

雇用促進事業団法第二十六条第一項の規定に基

づく借入金の額、同項の規定に基づく雇用促進債

券の発行額、住宅金融公庫法第二十七条の二第一

項又は第三項の規定に基づく借入金の額、同

法第二十七条の三第一項の規定に基づく住宅金

融公庫法第二十六条第一項又は第二項の規定に基

づく借入金の額、同法第二十七条第一項の規

定に基づく沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券の

発行額及び当該共済組合等の借入金の額の毎

分に限る。)並びに附則第十四条中所得税法第九条の改正規定 昭和五十一年一月一日
三 目次の改正規定(第八条を「第八条の二」に改める部分に限る。)、第八条の次に一条を加える改正規定及び第十七条の次に二条を加える改正規定中第十八条第一項から第四項までに係る部分並びに附則第六条中労働省設置法第六条の改正規定 昭和五十一年四月一日

四 第九条から第十二条まで及び第十五条の改正規定並びに第十七条の次に二条を加える改正規定中第十八条第五項及び第六項に係る部分並びに附則第三条、第七条、第九条、第十一条、第十二条、第十三条及び第十六条の規定 昭和五十二年四月一日

五 第六条の改正規定中宅地開発公団に係る部分(郵便貯金法の一部改正)
官報(号外)

第六条の改正規定中宅地開発公団に係る部

第二条 郵便貯金法(昭和二十一年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。
第十条中「に係るもの」を「及び次項に規定する郵便貯金に係るもの」に、「但し」を「ただし」に、「左に」を「次に」に改め、同条に次の二条を加える。

勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第二十九号)第六条第一号に規定する契約に係る郵便貯金で租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四条の二の規定により

財産形成非課税貯蓄申告書を提出して預入するものに係る貯金額は、一の預金者ごとに二百万円(当該預金者に係る財産形成非課税貯蓄申告書に記載されている郵便貯金以外の財産形成貯蓄に係る最高限度額の合計額が三百万円を超える場合には、五百円からその合計額を控除して得た額)を超えてはならない。

(建設省設置法の一部改正)
第三条 建設省設置法(昭和二十三年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。
第三条第一二三号の九中「基づいて、」を「基づいて」に、「定めること」を「定め、及び同法により住宅金融公庫が行う勤労者財産形成持家融資に関する事務を管理すること」に改める。

第四条 簡易生命保険法の一部を次のように改正する。
第五条第二項中「附する」を「付する」に、「疾病傷害特約」を「疾病傷害特約を、第十六条の三の財形貯蓄保険の保険契約には特約」に改める。

第六条の三 財形貯蓄保険とは、被保険者の生存中の保険期間の満了又は保険契約の効力発生後における不慮の事故その他の勤労者財形形成促進法第六条第二号ハの規定による政令で定める特別の理由を直接の原因とする被保険者の保険期間の満了前の死(保険約款の定める条件に該当するものに限る。)により保険金の支払をするものをいう。

第七条に次の二条を加える。
八 第十六条の三の財形貯蓄保険の保険契約においては、保険契約者は、被保険者で、かつ、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第二十九号)第二条第一号に規定する勤労者

第二条中「及び家族保険」を「家族保険及び財形貯蓄保険」に改める。
第十六条の四を第十六条の五とし、第十六条の三を第十六条の四とし、第十六条の二の次に次の一項を加える。

(財形貯蓄保険)
第十六条の三 財形貯蓄保険とは、被保険者の生存中の保険期間の満了又は保険契約の効力発生後における不慮の事故その他の勤労者財形形成促進法第六条第二号ハの規定による政令で定める特別の理由を直接の原因とする被保険者の保険期間の満了前の死(保険約款の定める条件に該当するものに限る。)により定期保険、養老保険又は家族保険の保険契約においては、保険金受取人が第三者に、「但し」を「ただし」に改める。

第三十二条第一項中「被保険者」を「終身保険、定期保険、養老保険又は家族保険の保険契約においては、被保険者」に、「知らない」を「知らない」に改める。

第十七条第一項中「保険金額は」を「保険金額(財形貯蓄保険の保険契約にあつては、保険期間が満了したことにより支払う場合の保険金額)」に改める。

第十七条の二中「因り」を「より」に改め、同条に後段として次の二条を加える。

勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第二十九号)第六条第一号に規定する契約に係る郵便貯金で租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四条の二の規定により

おいては、保険契約者は、被保険者で、かつ、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第二十九号)第二条第一号に規定する勤労者

老保険又は財形貯蓄保険に、「左の」を「次の」に、「因り」を「より」に、「但し」を「ただし」に改

める。

第三十八条第一項中「又は養老保険」を「養老保険又は財形貯蓄保険」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三十九条中「附され」を「付され」に、「保険金受取人とする」を「保険金受取人」とし、財形貯蓄保険の保険契約にあつては保険契約者とする」に改め、同条に次の二項を加える。

2 財形貯蓄保険の保険契約においては、被保険者が死した場合において、その死が保険金の支払の事由に該当しないときは、前項の規定にかかわらず、保険金受取人は、保険契約の定めるところにより、当該保険契約に係る保険期間が満了したことにより支払う場合の保険金額に、保険期間に対する当該保険契約の効力発生後被保険者が死亡した時までに経過した期間の割合を乗じて得た額を超えない金額の範囲内において、還付金の支払を請求することができる。

第四十条(見出しを含む。)中「申込」を「申込み」に、「第二十八条第一項」を「終身保険、定期保険、養老保険又は家族保険の保険契約においては、第二十八条第一項」に、「但し」を「ただし」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第五条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十四号の三の次に次の二

号を加える。

二十四の三の二 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)に基づいて、

船員に関する締結される勤労者財産形成給付金契約に係る承認を行うこと。

第二十五条第一項中第十号の二を第十号の三とし、第十号の次に次の二号を加える。

十の二 船員に係る勤労者の財産形成に関すること。

第四十条第一項中第十八号の二を第十八号の三とし、第十八号の次に次の二号を加える。

十八の二 船員に係る勤労者の財産形成に関すること。

第五十七条中「(昭和四十六年法律第九十二号)」を削る。

(労働省設置法の一部改正)

第六条 労働省設置法(昭和二十四年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中第三十二号の十一を第三十二号の二とし、第三十二号の六から第三十二号の十までを一号ずつ繰り下げ、第三十二号の五の次に次の二号を加える。

三十二の六 勤労者財産形成促進法に基づいて、勤労者財産形成給付金契約に係る承認を行うこと。

第六条第一項第十一号の四中「第九条から第十二条までの規定」を「雇用促進事業団の業務に係る認可その他監督に関する部分」に改める。

第十五条第一項中「基く」を「基づく」に改め、

「家内労働法(これに基づく命令を含む。)」の下に「勤労者財産形成促進法(これに基づく命令を含む。)」を加える。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第七条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第八項中「第十二条第一項」を「第十八条第五項」に改める。

第二十六条の二第一項中「保険法による保険については、」を「勤労者財産形成促進法第十一条に規定する勤労者に対する同項本文の規定による貸付け(以下「財形住宅貸付け」という。)の業務及び保険法による保険の業務については、それぞれ」に改め、同条第二項中「前項の」を「保険法による保険の業務に係る」に改める。

第二十七条の二第一項中「公庫は、市中銀行その他民間から」を「公庫は、第三項に規定するものを除くほか、市中銀行その他民間から」に改め、同条に次の二項を加える。

3 公庫は、主務大臣の認可を受けて、財形住宅貸付けに必要な資金を調達するため、市中銀行その他民間から公庫の予算に定められた金額の借入金をすることができる。

第三十八条 主務大臣は、財形住宅貸付けにし、第二十四条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、労働大臣に協議しなければならない。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条の三第一項中「退職年金積立金」を「退職年金等積立金」に改める。

第二十四条の三第一項 第七十二条の三第一項及び第二百九十四条の三第一項中「若しくは厚生年金基金契約」を「厚生年金基金契約若しくは勤労者財産形成給付契約」に改める。

第六条第一項第十一号の四中「第九条から第十二条までの規定」を「雇用促進事業団の業務に係る認可その他監督に関する部分」に改め、同項を同条第七項とし、同条第六項中「宅地債券」を「財形住宅債券又は宅地債券」に改め、同項を同条第七項とし、同条第六項を第六項とし、同条第四項中「宅地債券」を「財形住宅債券又は宅地債券」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項の規定によること。

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)

条中第五項を第六項とし、同条第四項中「宅地債券」を「財形住宅債券又は宅地債券」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項の規定によること。

同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項の規定によること。

同項を同条第五項とし、同条中第一項を第二項とし、同条第三項とし、同条中第一項を第二項とし、同条第二項中「前項」を「第一項の規定によること。

公庫は、主務大臣の認可を受けて、公庫の予算に定めた資金を調達するため、公庫の予算に定めた資金の住宅金融公庫財形住宅債券(以下「財形住宅債券」という。)を発行することができる。

第三十八条を次のように改める。

第三十九条 主務大臣は、財形住宅貸付けにし、第二十四条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、労働大臣に協議しなければならない。

(協議)

第三十八条 主務大臣は、財形住宅貸付けにし、第二十四条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、労働大臣に協議しなければならない。

第三十九条 主務大臣は、財形住宅貸付けにし、第二十四条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、労働大臣に協議しなければならない。

第三十八条 主務大臣は、財形住宅貸付けにし、第二十四条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、労働大臣に協議しなければならない。

第三十九条 主務大臣は、財形住宅貸付けにし、第二十四条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、労働大臣に協議しなければならない。

第九条 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「あつては、」を「あつては」に改め、「長期借入金の限度額」の下に「住宅金融公庫にあつては政府からの借入金の限度額及び市中銀行その他民間からの借入金の限度額、沖縄振興開発金融公庫にあつては政府からの借入金の限度額及び政府以外の者からの借入金の限度額」を加え、同項第二号中「公営企業債券」の下に「住宅金融公庫財形住宅債券」を加え、同項第三項中「公営企業債券」の下に「住宅金融公庫にあつては住宅金融公庫債券」を、「中小企業債券」の下に「沖縄振興開発金融公庫にあつては沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券」を加え、同条第三項中「公営企業債券」の下に「住宅金融公庫にあつては住宅金融公庫財形住宅債券」を、「中小企業債券」の下に「沖縄振興開発金融公庫にあつては沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券」を加える。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正）
第十条 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三十六条の二第一項中「及び分譲」の下に「、その持家としての住宅の建設のための資金の貸付け」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十二条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第

二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条の二」を「第一第二十九条の二」に改める。

第四条の二第一項中「事務所」の下に「郵便局を含む。」を加え、「又は有価証券」を「若しくは有価証券又は生命保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金」に、「又は購入」を「若しくは購入又は払込み」に改め、同項各号中「こえない」を「超えない」に改め、同項に次の二号を加える。

四 その生命保険の保険料の金額又は生命共済の共済掛金の額とその金融機関の営業所の額から当該生命保険又は生命共済に係る契約に基づき支払われる一時金のうち満期返戻金等として政令で定めるものの額から当該生命保険又は生命共済に係る保険料の金額又は共済掛金の額の合計額を控除した金額に相当する差益

等において財産形成非課税貯蓄申込書を提出して払い込んだ他の生命保険の保険料の項の項を次のように改める。

第四条の二第二項の表の所得税法第十条第二

第四条の二第二項の表の所得税法第十条第三項の項中「の名称及び所在地」を告書	
第十条第二項	非課税貯蓄申告書
金融機関の営業所等	金融機関の営業所等（租税特別措置法第四条の二第一項に規定する金融機関の営業所等をいう。以下この条において同じ。）
所在地	所在地
在地	在地

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正）
第十一条 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十年法律第二百三十四号）の一部を次のように改

同表の所得税法第十条第六項の項中「五百万円」の下に「（郵便貯金にあつては、郵便貯金法（昭和二十二年法律第二百四十四号）第十条第一項の規定により超えてはならないこととされている金額）」を加え、同条に次の二項を加える。

昭和五十年五月二十三日 参議院会議録第十二号

労働者財産形成促進法の一部を改正する法律案

金額又は生命共済の共済掛金の額との合計額が、その生命保険の保険期間又は生命共済の共済期間を通じて、その者がその勤務先及び金融機関の営業所等を経由して提出した第一号に規定する財産形成非課税貯蓄申告書に記載された同号に規定する最高限度額を超えない場合、その生命保険又は生命共済に係る契約に基づき支払われる一時金のうち満期返戻金等として政令で定めるものの額から当該生命保険又は生命共済に係る保険料の金額又は共済掛金の額の合計額を控除した金額に相当する差益

3 第一項に規定する生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金については、所得税法第七号に規定する差益は、同法第二十三条第一項に規定する利息等とみなして、同法及びこの六条第一項の規定は適用しないものとし、

当該生命保険又は生命共済に係る第一項第四号に規定する利息等は、同法第二十三条第一項に規定する利息等とみなして、同法及びこの規定を適用する。

第二章第三節中第二十九条の二を第二十九条の三とし、第二十九条の次に次の二条を加える。（勤労者が受ける財産形成給付金に係る課税の特例）

第二十九条の二 勤労者財産形成促進法第二条第一号に規定する勤労者が、同法第六条の二に規定する勤労者財産形成給付金契約に基づき一時金として支払を受ける同条第六号に規定する信託交付金、保険金、共済金又は投資給付金」という。）のうち、同号に規定する中

途支払理由でやむを得ないものとして政令で定めるもの以外の理由により支払を受ける財産形成給付金の額は、所得税法第二十八条第一項に規定する給与等の金額とみなし、その

収入金額とみなして、同法の規定を適用する。

第四十一条の三第一項第一号中「金錢の積立て、預入若しくは信託若しくは債券の購入又は保険料（積立保険料に相当する部分の金額に限

て、預入若しくは信託若しくは債券の購入又は保険料（積立保険料に相当する部分の金額に限

る。第六号において同じ。)の払込み(以下この

款において「積立て等」という。)を「積立て等」に改め、同条第二項第二号中「第二十七条の三第一項」を「第二十七号中「第二十七条第一項」を「第二十七号第三号中「第二十七条第一項」を「第二十七号第三項第三号中「又は当該

第一項」に改め、同条第三項第三号中「又は当該契約」を「当該契約」に改め、「あること」の下に「又は当該契約が生命保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金の払込みに関するものである場合には、その払込みの日から頭金の支払をする日までの間満期保険金若しくは満期共済金の支払及び当該契約に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しをしないこと」を加え、同

条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 この款において「積立て等」とは、財形住宅貯蓄契約以外の住宅貯蓄契約に係る場合における金額の積立て、預入若しくは信託若しくは債券の購入又は保険料(積立て保険料に相

当する部分の金額に限る。)の払込みを、財形住宅貯蓄契約に係る場合にあつては金銭の積立て、預入若しくは信託若しくは債券の購入又は生命保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金の払込みをいう。

第四十一条の四第五項中「住宅貯蓄契約」を「財形住宅貯蓄契約以外の住宅貯蓄契約」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十二条 国家公務員共済組合法(昭和三十二年法律第百二十八号)の一部を次のように改正す

る。

附則第十四条の三第一項中「及び分譲」の下に「、その持家としての住宅の建設のための資

金の貸付け」を加え、「行なう」を「行う」に改め

る。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十三条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正す

る。

(法人税法の一部改正)

第十五条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正す

る。

(所得税法の一部改正)

第十六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四十条の三第一項中「及び分譲」の下に「、その持家としての住宅の建設のための資

金の貸付け」を加え、「行なう」を「行う」に改め

る。

(所得税法の一部改正)

第十七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「郵便貯金」を「郵便貯

金法(昭和二十二年法律第百四十四号)第十条第一項(貯金総額の制限)の郵便貯金に改める。

第十三条第一項第一号中「退職年金積立金」を「退職年金等積立金」に、「若しくは厚生年金基金契約」を、厚生年金基金契約若しくは勤労者財産形成給付契約に改める。

第二十九条第二号及び第七十六条第二項第四号中「退職年金積立金」を「退職年金等積立金」に改める。

第十二条第一項第一号中「退職年金積立金」を「退職年金等積立金」に、「若しくは厚生年金基金契約」を、厚生年金基金契約若しくは勤労者財産形成給付契約に改める。

改める。

第一百七十六条第一項第一号中「退職年金積立金」を「退職年金等積立金」に、「若しくは厚生年金基金契約若しくは勤労者財産形成給付契約」に改める。

第三十八条第一項第一号及び第二項第三号中「退職年金積立金」を「退職年金等積立金」に改める。

第一百二十七条中「退職年金積立金」を「退職年金等積立金」に改める。

第二百二十七条中「退職年金積立金」を「退職年金等積立金」に改める。

金を「退職年金等積立金」に、「若しくは厚生年金基金契約」を、「厚生年金基金契約若しくは勤労者財産形成給付契約」に改める。

第二百二十九条第一号及び第二項第三号中「退職年金積立金」を「退職年金等積立金」に改める。

第三十九条第一項第一号及び第二項第三号中「退職年金積立金」を「退職年金等積立金」に改める。

第八十四条第一項第一号中「又は厚生年金基金契約」を、「厚生年金基金契約又は勤労者財産形成給付契約」に改める。

第八十五条第一項第一号中「又は厚生年金基金契約」を、「厚生年金基金契約又は勤労者財産形成給付契約」に改める。

第八十六条第一項第一号中「又は厚生年金基金契約」を、「厚生年金基金契約又は勤労者財産形成給付契約」に改める。

第八十七条第一項第一号中「又は厚生年金基金契約」を、「厚生年金基金契約又は勤労者財産形成給付契約」に改める。

第八十八条第一項第一号中「又は厚生年金基金契約」を、「厚生年金基金契約又は勤労者財産形成給付契約」に改める。

第八十九条第一項第一号中「又は厚生年金基金契約」を、「厚生年金基金契約又は勤労者財産形成給付契約」に改める。

第九十条第一項第一号中「又は厚生年金基金契約」を、「厚生年金基金契約又は勤労者財産形成給付契約」に改める。

第九十一条第一項第一号中「又は厚生年金基金契約」を、「厚生年金基金契約又は勤労者財産形成給付契約」に改める。

第九十二条第一項第一号中「又は厚生年金基金契約」を、「厚生年金基金契約又は勤労者財産形成給付契約」に改める。

第九十三条第一項第一号中「又は厚生年金基金契約」を、「厚生年金基金契約又は勤労者財産形成給付契約」に改める。

第九十四条第一項第一号中「又は厚生年金基金契約」を、「厚生年金基金契約又は勤労者財産形成給付契約」に改める。

第九十五条第一項第一号中「又は厚生年金基金契約」を、「厚生年金基金契約又は勤労者財産形成給付契約」に改める。

第九十六条第一項第一号中「又は厚生年金基金契約」を、「厚生年金基金契約又は勤労者財産形成給付契約」に改める。

第九十七条第一項第一号中「又は厚生年金基金契約」を、「厚生年金基金契約又は勤労者財産形成給付契約」に改める。

第九十八条第一項第一号中「又は厚生年金基金契約」を、「厚生年金基金契約又は勤労者財産形成給付契約」に改める。

第九十九条第一項第一号中「又は厚生年金基金契約」を、「厚生年金基金契約又は勤労者財産形成給付契約」に改める。

第一百条第一項第一号中「又は厚生年金基金契約」を、「厚生年金基金契約又は勤労者財産形成給付契約」に改める。

積立金に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

合併又は譲渡の時における同条第二項」を「合併又は譲渡の時において計算される前条第二項」に改める。

第九十四条第一号ロ中「退職年金積立金」を「退職年金等積立金」に改める。

労働者財産形成給付契約に係る生命共済の業務（当該業務に係る共済金の支払事由の発生を共済事故とする共済の業務を含む。）を行う農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）、第十一条第一項第八号（共済に関する施設の事業を行う農業協同組合連合会をいう。）

二 退職年金等積立金確定申告書
第一百五十九条第一項中「退職年金積立金確定申告」を「退職年金等積立金確定申告」に改める。

契約に係る同法第十条の三（共済事業に係る責任準備金）に規定する責任準備金と、て積み立てられている金額のうち共済掛金

積立金に相当する金額として政令で定めることにより計算した金額の合計額

第八十四条第三項中「をいう」を「をいい、前二項に規定する労働者財産形成給付契約とは、

勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第十二号）第六条の二（勤労者財産形成給付金契約）に規定する信託、生命保険若しくは生命共済の契約（当該生命共済の契約に係る共済金の支払事由の発生を共済事故とする共済の契約を含む。）又は同条に規定する証券投資信託の設立

の委任に関する契約に基づき締結された信託の
契約をいう」に改める。

金を調達するため、政府以外の者から資金の

ます。

第二十七条の見出しを「(債券)」に改め、同条

たに一定の郵便貯金、生命保険などを加えるほか、勤労者が転職した場合の財形貯蓄の継続措置

第五項を第六項とし、同条第四項中「宅地債券」

制度を新設するとともに、中小企業に対してこの

同条第二項中「宅地債券」を「財形住宅債券又は宅地債券」に改め、同項を同条第三項とし、同

第三に、勤労者の持ち家建設の推進策として、才形寺の「畠畠田地・地資制度」を所要することと等を主な

次の二項を加える。

委員会におきましては、異常な物価の高騰にと

の予算に定められた金額の沖縄振興開発基金公庫財形住宅債券（以下「財形住宅債券」と

薈制度の将来の見通し等の諸問題について議論されました。

(協議) 第三十五条の次に次の二条を加へる

社会党、日本共产党の代表がそれぞれ反対、公明党、民社党の代表がそれぞれ賛成の立場を表明

するときは、あらかじめ、労働大臣に協議

採決の結果賛成多數をもって衆議院が付案
おり可決すべきものと決定いたしました。

〔村田秀三君登壇、拍手〕

○村田秀三君　ただいま議題となりました勧業
労産形成促進法の一部を改正する法律案につき
て、委員会の審査の経過と結果を御報告いた

昭和五十年五月二十三日 参議院会議録第十二号

に決定いたしました。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三分散会

出席者は左のとおり。

議員	太田 淳夫君	河野 謙三君
副議長	野末 陳平君	矢原 秀男君
	相沢 武彦君	喜屋武真榮君
	青島 幸男君	塙出 啓典君
	柄谷 道一君	市川 房枝君
	内田 善利君	宮田 輝君
議員	桑名 義治君	峯山 昭範君
	寺下 岩藏君	平井 卓志君
	上林繁次郎君	阿部 寅一君
	三木 忠雄君	藤原 房雄君
	和田 春生君	栗林 皐司君
	吉田 実君	中西 一郎君
	黒柳 明君	矢追 秀彦君

原田 立君	田代富士男君	藤井 恒男君	木島 則夫君	楠 正俊君	玉置 和郎君
山本茂一郎君	鈴木 一弘君	山田 徹一君	園田 清充君	西村 尚治君	吉武 恵市君
宮崎 正義君	中村 利次君	柏原 ヤス君	新谷寅三郎君	鍋島 直紹君	神田 博君
山内 一郎君	久保田藤麿君	田淵 哲也君	郡 祐一君	鹿島 慶雄君	伊藤 五郎君
二宮 文造君	白木義一郎君	久保田伊登子君	小川 半次君	大谷康之助君	大谷 康之助君
小平 芳平君	丸茂 重貞君	多田 省吾君	丸茂 重貞君	徳永 正利君	徳永 正利君
中尾 辰義君	中沢伊登子君	志村 愛子君	片山 正英君	八木 一郎君	八木 一郎君
向井 長年君	福間 知之君	高橋 誠富君	福間 知之君	青木 勲君	青木 勲君
最上 進君	森下 泰君	戸塚 進也君	森下 泰君	岩動 道行君	岩動 道行君
藤川 一秋君	福岡日出磨君	棚辺 四郎君	福岡日出磨君	西村 尚治君	西村 尚治君
鳩山威一郎君	梶木 又三君	柴立 芳文君	梶木 又三君	鍋島 直紹君	鍋島 直紹君
夏目 忠雄君	福岡日出磨君	鷲見 俊二君	福岡日出磨君	上原 正吉君	上原 正吉君
林 道君	福岡日出磨君	佐藤 信二君	福岡日出磨君	青木 一男君	青木 一男君
青井 政美君	坂野 重信君	志村 愛子君	坂野 重信君	西村 尚治君	西村 尚治君
井上 吉夫君	山東 昭子君	高橋 誠富君	山東 昭子君	西村 尚治君	西村 尚治君
中村 登美君	岩男 顥一君	安田 隆明君	岩男 顥一君	西村 尚治君	西村 尚治君
藤井 丙午君	遠藤 要君	大塚 喬君	遠藤 要君	西村 尚治君	西村 尚治君
原 文兵衛君	大鷹 淑子君	稻嶺 一郎君	大鷹 淑子君	西村 尚治君	西村 尚治君
寺本 広作君	斎藤 十朗君	浜本 万三君	斎藤 十朗君	西村 尚治君	西村 尚治君
高橋 邦雄君	大島 友治君	大島 豊君	大島 友治君	西村 尚治君	西村 尚治君
寺本 稔二君	斎藤 十朗君	赤桐 操君	寺本 稔二君	西村 尚治君	西村 尚治君
松岡 克由君	岩上 妙子君	秦 豊君	松岡 克由君	西村 尚治君	西村 尚治君
金井 元彦君	岩上 妙子君	上條 勝久君	金井 元彦君	西村 尚治君	西村 尚治君
土屋 義彦君	竹田 勝治君	秦 豊君	土屋 義彦君	西村 尚治君	西村 尚治君
上田 稔君	神沢 浄君	上條 勝久君	上田 稔君	西村 尚治君	西村 尚治君
初村滝一郎君	高田 浩運君	前川 旦君	初村滝一郎君	西村 尚治君	西村 尚治君
河本嘉久藏君	山崎 昇君	山崎 昇君	河本嘉久藏君	西村 尚治君	西村 尚治君
今泉 正二君	山崎 昇君	源田 実君	今泉 正二君	西村 尚治君	西村 尚治君
山崎 竜男君	小野 明君	源田 実君	山崎 竜男君	西村 尚治君	西村 尚治君
川野辺 静君	前川 旦君	源田 実君	川野辺 静君	西村 尚治君	西村 尚治君
増田 盛君	山崎 昇君	源田 実君	増田 盛君	西村 尚治君	西村 尚治君
竹田 現照君	小野 明君	源田 実君	竹田 現照君	西村 尚治君	西村 尚治君
村田 秀三君	源田 実君	源田 実君	村田 秀三君	西村 尚治君	西村 尚治君
二木 謙吾君	源田 実君	源田 実君	二木 謙吾君	西村 尚治君	西村 尚治君
熊谷太三郎君	野口 忠夫君	源田 実君	熊谷太三郎君	西村 尚治君	西村 尚治君
英行君	西村 尚治君	源田 実君	英行君	西村 尚治君	西村 尚治君
栗原 傑夫君	源田 実君	源田 実君	栗原 傑夫君	西村 尚治君	西村 尚治君
瀬谷 英行君	源田 実君	源田 実君	瀬谷 英行君	西村 尚治君	西村 尚治君
植木 光教君	源田 実君	源田 実君	植木 光教君	西村 尚治君	西村 尚治君
温水 三郎君	源田 実君	源田 実君	温水 三郎君	西村 尚治君	西村 尚治君
福井 勇君	源田 実君	源田 実君	福井 勇君	西村 尚治君	西村 尚治君
田中寿美子君	源田 実君	源田 実君	田中寿美子君	西村 尚治君	西村 尚治君

安井 謙君	刃井 亨弘君	玉置 和郎君	高橋雄之助君
吉武 恵市君	増原 恵吉君	神田 博君	伊藤 五郎君
西村 尚治君	西村 尚治君	鍋島 直紹君	大谷康之助君
鍋島 直紹君	鍋島 直紹君	鹿島 慶雄君	大谷 康之助君
上原 正吉君	上原 正吉君	久保 亘君	亘 四郎君
青木 一男君	青木 一男君	亀井 久興君	亀井 久興君
塙見 俊二君	塙見 俊二君	矢田部 理君	矢田部 理君
佐藤 信二君	佐藤 信二君	久保 亘君	久保 亘君
青木 薦次君	青木 薦次君	秦 豊君	秦 豊君
岡田 広君	岡田 広君	上條 勝久君	上條 勝久君
浜崎 均君	浜崎 均君	登君 楠	登君 楠
中村 太郎君	中村 太郎君	矢野 哲君	矢野 哲君
高橋 誠富君	高橋 誠富君	野田 哲君	野田 哲君
斎藤栄三郎君	斎藤栄三郎君	赤桐 操君	赤桐 操君
糸山英太郎君	糸山英太郎君	片岡 勝治君	片岡 勝治君
大島 友治君	大島 友治君	吉武 恵市君	吉武 恵市君
斎藤十朗君	斎藤十朗君	西村 尚治君	西村 尚治君
古賀雷四郎君	古賀雷四郎君	西村 尚治君	西村 尚治君
河本嘉久藏君	河本嘉久藏君	西村 尚治君	西村 尚治君
今泉 正二君	今泉 正二君	西村 尚治君	西村 尚治君
山崎 竜男君	山崎 竜男君	西村 尚治君	西村 尚治君
川野辺 静君	川野辺 静君	西村 尚治君	西村 尚治君
増田 盛君	増田 盛君	西村 尚治君	西村 尚治君
竹田 現照君	竹田 現照君	西村 尚治君	西村 尚治君
村田 秀三君	村田 秀三君	西村 尚治君	西村 尚治君
二木 謙吾君	二木 謙吾君	西村 尚治君	西村 尚治君
熊谷太三郎君	熊谷太三郎君	西村 尚治君	西村 尚治君
英行君	英行君	西村 尚治君	西村 尚治君
栗原 傑夫君	栗原 傑夫君	西村 尚治君	西村 尚治君
瀬谷 英行君	瀬谷 英行君	西村 尚治君	西村 尚治君
植木 光教君	植木 光教君	西村 尚治君	西村 尚治君
温水 三郎君	温水 三郎君	西村 尚治君	西村 尚治君
福井 勇君	福井 勇君	西村 尚治君	西村 尚治君
田中寿美子君	田中寿美子君	西村 尚治君	西村 尚治君

國務大臣

内閣總理大臣 三木 武夫君

昭和五十年五月二十三日 参議院会議録第十二号 議長の報告事項

官 報 (号 外)

社会労働委員	中村 登美君	同
建設委員	中村 登美君	同
内閣委員	中村 登美君	同
地方行政委員	中村 登美君	同
法務委員	中村 登美君	同
内閣委員	山崎 竜男君	同
地方行政委員	山崎 竜男君	同
法務委員	山崎 竜男君	同
内閣委員	井上 俊二君	同
地方行政委員	井上 俊二君	同
法務委員	井上 俊二君	同
内閣委員	塙見 俊二君	同
地方行政委員	塙見 俊二君	同
法務委員	塙見 俊二君	同
内閣委員	中村 優二君	同
地方行政委員	中村 優二君	同
法務委員	中村 優二君	同
内閣委員	中村 久次米健太郎君	同
地方行政委員	中村 久次米健太郎君	同
法務委員	中村 久次米健太郎君	同
内閣委員	中村 登美君	文教委員
地方行政委員	中村 登美君	同
法務委員	中村 登美君	同
内閣委員	山崎 竜男君	農林水産委員
地方行政委員	山崎 竜男君	同
法務委員	山崎 竜男君	同
内閣委員	吉夫君 進也君	運輸委員
地方行政委員	吉夫君 進也君	同
法務委員	吉夫君 進也君	同
内閣委員	安井 俊二君	文教委員
地方行政委員	安井 俊二君	同
法務委員	安井 俊二君	同
内閣委員	斎藤 小谷	社会労働委員
地方行政委員	斎藤 小谷	同
法務委員	斎藤 小谷	同
内閣委員	中村 守君	建設委員
地方行政委員	中村 守君	同
法務委員	中村 守君	同
内閣委員	中西 一郎君	去る十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
地方行政委員	中西 一郎君	同
法務委員	中西 一郎君	同
内閣委員	山村 金五君	文教委員
地方行政委員	山村 金五君	同
法務委員	山村 金五君	同
内閣委員	安井 謙君	社会労働委員
地方行政委員	安井 謙君	同
法務委員	安井 謙君	同
内閣委員	斎藤 十朗君	建設委員
地方行政委員	斎藤 十朗君	同
法務委員	斎藤 十朗君	同
内閣委員	小谷 守君	去る十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
地方行政委員	小谷 守君	同
法務委員	小谷 守君	同
内閣委員	町村 竜男君	外務委員
地方行政委員	町村 竜男君	同
法務委員	町村 竜男君	同
内閣委員	安井 吉夫君	社会労働委員
地方行政委員	安井 吉夫君	同
法務委員	安井 吉夫君	同
内閣委員	井上 俊二君	去る十九日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
地方行政委員	井上 俊二君	同
法務委員	井上 俊二君	同
内閣委員	中村 進君	政治資金規正法の一部を改正する法律案（中村波男君外二名発議）
地方行政委員	中村 進君	同
法務委員	中村 進君	同
内閣委員	戸塚 登美君	去る二十日議員から委員会審査省略要求書を附して左の議案が提出された。
地方行政委員	戸塚 登美君	同
法務委員	戸塚 登美君	同
内閣委員	中村 俊二君	法務大臣稻葉修君問責決議案（向井長年君発議）
地方行政委員	中村 俊二君	同
法務委員	中村 俊二君	同
内閣委員	町村 金五君	法務大臣稻葉修君問責決議案（岩間正男君外三名発議）
地方行政委員	町村 金五君	同
法務委員	町村 金五君	同
内閣委員	安井 謙君	同日D・ツェザエグミッド・モンゴル議員団団長から議長宛、左の祝電を受領した。
地方行政委員	安井 謙君	同
法務委員	安井 謙君	同
内閣委員	梶木 又三君	日本国会參議院内に日本モンゴル友好議員連盟が設立された由、衷心より慶祝の意を表します。同連盟はわが両議会間のきびな及びモンゴル日本両国民間の友好関係の強化に寄与するものと確信いたします。
地方行政委員	梶木 又三君	同
法務委員	梶木 又三君	同
内閣委員	中村 進也君	昨二十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
地方行政委員	中村 進也君	同
法務委員	中村 進也君	同
内閣委員	井上 吉夫君	同日内閣から、交通安全管理基本法第十三条の規定に基づく昭和四十九年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況及び昭和五十年度においてづく昭和四十九年度国土の利用に関する年次報告を受領した。
地方行政委員	井上 吉夫君	同
法務委員	井上 吉夫君	同
内閣委員	塙見 俊二君	同日内閣から、公害対策基本法第七条第一項の規定に基づく昭和四十九年度公害の状況に関する年次報告及び同法第七条第二項の規定に基づく昭和五十年度において講じようとする公害の防止に関する施策についての文書を受領した。
地方行政委員	塙見 俊二君	同
法務委員	塙見 俊二君	同
内閣委員	安井 吉謙君	同日内閣から、公害対策基本法第七条第一項の規定に基づく昭和四十九年度公害の状況に関する年次報告及び同法第七条第二項の規定に基づく昭和五十年度において講じようとする公害の防止に関する施策についての文書を受領した。
地方行政委員	安井 吉謙君	同
法務委員	安井 吉謙君	同
内閣委員	又三君	同日内閣から、公害対策基本法第七条第一項の規定に基づく昭和四十九年度公害の状況に関する年次報告及び同法第七条第二項の規定に基づく昭和五十年度において講じようとする公害の防止に関する施策についての文書を受領した。
地方行政委員	又三君	同
法務委員	又三君	同
内閣委員	戸塚 進也君	同日内閣から、公害対策基本法第七条第一項の規定に基づく昭和四十九年度公害の状況に関する年次報告及び同法第七条第二項の規定に基づく昭和五十年度において講じようとする公害の防止に関する施策についての文書を受領した。
地方行政委員	戸塚 進也君	同
法務委員	戸塚 進也君	同
内閣委員	井上 吉謙君	同日内閣から、公害対策基本法第七条第一項の規定に基づく昭和四十九年度公害の状況に関する年次報告及び同法第七条第二項の規定に基づく昭和五十年度において講じようとする公害の防止に関する施策についての文書を受領した。
地方行政委員	井上 吉謙君	同
法務委員	井上 吉謙君	同
内閣委員	塙見 俊二君	同日内閣から、公害対策基本法第七条第一項の規定に基づく昭和四十九年度公害の状況に関する年次報告及び同法第七条第二項の規定に基づく昭和五十年度において講じようとする公害の防止に関する施策についての文書を受領した。
地方行政委員	塙見 俊二君	同
法務委員	塙見 俊二君	同
内閣委員	安井 吉謙君	同日内閣から、公害対策基本法第七条第一項の規定に基づく昭和四十九年度公害の状況に関する年次報告及び同法第七条第二項の規定に基づく昭和五十年度において講じようとする公害の防止に関する施策についての文書を受領した。
地方行政委員	安井 吉謙君	同
法務委員	安井 吉謙君	同
内閣委員	又三君	同日内閣から、公害対策基本法第七条第一項の規定に基づく昭和四十九年度公害の状況に関する年次報告及び同法第七条第二項の規定に基づく昭和五十年度において講じようとする公害の防止に関する施策についての文書を受領した。
地方行政委員	又三君	同
法務委員	又三君	同
内閣委員	決算委員	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
地方行政委員	決算委員	同
法務委員	決算委員	同
内閣委員	予算委員	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
地方行政委員	予算委員	同
法務委員	予算委員	同
内閣委員	議院運営委員	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
地方行政委員	議院運営委員	同
法務委員	議院運営委員	同
内閣委員	中村 登美君	文教委員
地方行政委員	中村 登美君	同
法務委員	中村 登美君	同
内閣委員	山崎 竜男君	農林水産委員
地方行政委員	山崎 竜男君	同
法務委員	山崎 竜男君	同
内閣委員	塙見 俊二君	運輸委員
地方行政委員	塙見 俊二君	同
法務委員	塙見 俊二君	同
内閣委員	吉夫君 進也君	文教委員
地方行政委員	吉夫君 進也君	同
法務委員	吉夫君 進也君	同
内閣委員	安井 俊二君	社会労働委員
地方行政委員	安井 俊二君	同
法務委員	安井 俊二君	同
内閣委員	塙見 俊二君	建設委員
地方行政委員	塙見 俊二君	同
法務委員	塙見 俊二君	同
内閣委員	中村 参三君	去る十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
地方行政委員	中村 参三君	同
法務委員	中村 参三君	同
内閣委員	星野 力君	外務委員
地方行政委員	星野 力君	同
法務委員	星野 力君	同
内閣委員	野坂 参三君	社会労働委員
地方行政委員	野坂 参三君	同
法務委員	野坂 参三君	同
内閣委員	寺下 岩蔵君	建設委員
地方行政委員	寺下 岩蔵君	同
法務委員	寺下 岩蔵君	同
内閣委員	工藤 良平君	去る十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
地方行政委員	工藤 良平君	同
法務委員	工藤 良平君	同
内閣委員	林 達君	農林水産委員
地方行政委員	林 達君	同
法務委員	林 達君	同
内閣委員	木内 四郎君	運輸委員
地方行政委員	木内 四郎君	同
法務委員	木内 四郎君	同
内閣委員	中村 太郎君	文教委員
地方行政委員	中村 太郎君	同
法務委員	中村 太郎君	同
内閣委員	林 達君	社会労働委員
地方行政委員	林 達君	同
法務委員	林 達君	同
内閣委員	木内 四郎君	建設委員
地方行政委員	木内 四郎君	同
法務委員	木内 四郎君	同
内閣委員	中村 太郎君	去る十七日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
地方行政委員	中村 太郎君	同
法務委員	中村 太郎君	同
内閣委員	林 達君	外務委員
地方行政委員	林 達君	同
法務委員	林 達君	同
内閣委員	木内 四郎君	社会労働委員
地方行政委員	木内 四郎君	同
法務委員	木内 四郎君	同
内閣委員	中村 太郎君	建設委員
地方行政委員	中村 太郎君	同
法務委員	中村 太郎君	同
内閣委員	寺下 岩蔵君	去る十七日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
地方行政委員	寺下 岩蔵君	同
法務委員	寺下 岩蔵君	同
内閣委員	青井 政美君	文教委員
地方行政委員	青井 政美君	同
法務委員	青井 政美君	同
内閣委員	佐藤 順一君	社会労働委員
地方行政委員	佐藤 順一君	同
法務委員	佐藤 順一君	同
内閣委員	中村 太郎君	建設委員
地方行政委員	中村 太郎君	同
法務委員	中村 太郎君	同
内閣委員	寺下 岩蔵君	去る十七日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
地方行政委員	寺下 岩蔵君	同
法務委員	寺下 岩蔵君	同
内閣委員	坂野 重信君	文教委員
地方行政委員	坂野 重信君	同
法務委員	坂野 重信君	同
内閣委員	中西 一郎君	社会労働委員
地方行政委員	中西 一郎君	同
法務委員	中西 一郎君	同
内閣委員	坂野 重信君	建設委員
地方行政委員	坂野 重信君	同
法務委員	坂野 重信君	同
内閣委員	寺下 岩蔵君	去る十七日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
地方行政委員	寺下 岩蔵君	同
法務委員	寺下 岩蔵君	同
内閣委員	佐藤 信二君	文教委員
地方行政委員	佐藤 信二君	同
法務委員	佐藤 信二君	同
内閣委員	中西 一郎君	社会労働委員
地方行政委員	中西 一郎君	同
法務委員	中西 一郎君	同
内閣委員	佐藤 信二君	建設委員
地方行政委員	佐藤 信二君	同
法務委員	佐藤 信二君	同
内閣委員	青井 政美君	去る十七日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
地方行政委員	青井 政美君	同
法務委員	青井 政美君	同
内閣委員	林 達君	文教委員
地方行政委員	林 達君	同
法務委員	林 達君	同
内閣委員	岩男 順一君	社会労働委員
地方行政委員	岩男 順一君	同
法務委員	岩男 順一君	同
内閣委員	上田 慎君	建設委員
地方行政委員	上田 慎君	同
法務委員	上田 慎君	同
内閣委員	青井 政美君	去る十七日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
地方行政委員	青井 政美君	同
法務委員	青井 政美君	同
内閣委員	寺下 岩蔵君	文教委員
地方行政委員	寺下 岩蔵君	同
法務委員	寺下 岩蔵君	同
内閣委員	林 達君	社会労働委員
地方行政委員	林 達君	同
法務委員	林 達君	同
内閣委員	義治君	建設委員
地方行政委員	義治君	同
法務委員	義治君	同

要領書
一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、最近における所得税負担の状況にかえりみ、基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額、障害者控除額等の引上げ及び退職所得控除額の引上げによりその負担の軽減を図るとともに、医療費控除を拡充し、山林所得等の特別控除額及び予定納税を要しない予定納税基準額の限度額等を引き上げるほか、所要の規定の整備を図らうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和五十年度一千四百八十九億円である。

附帯決議

政府は、左記事項の推進に努めるべきである。
一、所得・物価水準の動向に即応して、中小所得者の所得税負担の軽減合理化に努めるべきである。

一、給与所得者の消費構造の変化に即応して、給与所得控除について、控除率の合理化を図るべきである。

一、社会保険診療報酬課税の特例については、そのあり方についてさらに検討を加えるべきである。

一、医療費負担の実態に即し、医療費控除の最高限度額及び足切り限度額については、そのあり方についてさらに検討を加えるべきである。

一、医療費負担の実態に即し、医療費控除の最高限度額及び足切り限度額については、そのあり方についてさらに検討を加えるべきである。

一、社会保険診療報酬課税の特例について、そのあり方についてさらに検討を加えるべきである。

一、給与所得者の消費構造の変化に即応して、給与所得控除について、控除率の合理化を図るべきである。

一、深夜労働に伴う割増賃金については、一定の非課税限度額を設けることは是非について検討すべきである。

一、利子・配当所得等資産性所得と勤労性所得との税負担の均衡問題については、そのあり方についてさらに検討を加えるべきである。

一、通常の通勤に要する費用の実情に即応し、通勤手当の非課税限度額については適宜見直しを行すべきである。

一、利子・配当所得等資産性所得と勤労性所得との税負担の均衡問題については、そのあり方についてさらに検討を加えるべきである。

の税負担の均衡問題にかんがみ、次の措置について検討をすべきである。

(一) 利子・配当所得の源泉分離課税制度については、延長期間内においても利子・配当を完

全に把握するための措置の実現を早急に図り、総合課税に移行すべきである。

(二) 配当控除のあり方を、法人税制のあり方との関連において、根本的に検討を加えるべきである。

一、交際費支出の実情及びこれが社会に与える影響にかんがみ、交際費に対する課税の強化を検討すべきである。

一、変動する納税環境の下において、複雑、困難で、かつ、高度の専門的知識を要する職務に従事している国税職員について、職員構成の特殊性等、従来の経緯にかんがみ、今後ともその処遇の改善に一層配慮すべきである。

一、交際費支出の実情及びこれが社会に与える影響にかんがみ、交際費に対する課税の強化を検討すべきである。

一、費用
本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和五十年度約五億円である。

一、所得・物価水準の動向に即応して、中小所得者の所得税負担の軽減合理化に努めるべきである。

一、利子・配当所得の源泉分離課税制度については、延長期間内においても利子・配当を完

全に把握するための措置の実現を早急に図り、総合課税に移行すべきである。

一、所得・物価水準の動向に即応して、中小所得者の所得税負担の軽減合理化に努めるべきである。

で、かつ、高度の専門的知識を要する職務に従事している国税職員について、職員構成の特殊性等、従来の経緯にかんがみ、今後ともその処遇の改善に一層配慮すべきである。

右決議する。

審査報告書
右は国会法第五十条後段の規定に基づき、可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月三十一日
参議院議長 河野 謙三殿

大蔵委員長 桧垣徳太郎

参議院議長 河野 謙三殿

要領書
一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、利子・配当課税の漸進的改善合理化及び土地譲渡所得課税の適正化を行うとともに、海外投資等損失準備金制度及び価格変動準備金制度の縮小を行なう等既存の特別措置の整理合理化を行なう。

右は国会法第五十条後段の規定に基づき、可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月三十一日
参議院議長 河野 謙三殿

要領書
一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、利子・配当課税の漸進的改善合理化及び土地譲渡所得課税の適正化を行うとともに、海外投資等損失準備金制度及び価格変動準備金制度の創設を行い、福祉対策に資するため老年者年金特別控除額の引上げ等を行い、勤労者財産形成及び住宅対策に資するため住宅貯蓄控除制度の適用対象に加え、公害対策に資するため低公害乗用自動車の物品税の軽減を行い、中小企業対策として中小企業構造改善計画に基づき商工組合等の構成員が負担する試験研究賦課金を任意償却制度の適用対象に加え、公害対策に資するため低公害乗用自動車の物品税の軽減を行い、資源対策に資するため探鉱準備金制度の適用対象に海外自

主開発法人からの引取鉱石に係る採掘所得を加え、更に、海外市場開拓準備金制度等期限到来するその他の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講じようとするものであつておおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

中「百八十万円」を「一百二十万円」に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

第七十二条の二十二第六項中「百分の五」を「百分の四・一」に、「百分の四」を「百分の三・三」に、「百分の三」を「百分の一・五」に改める。

第七十二条の二十二第八項の改正規定中「一・一」を「一・二」に改める。

第七十四条第七項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第一百四十三条第一項中「千五百円」を「二千円」に改める。

第一百四十四条の四第一項の改正規定中「千七百円」を「二千円」に改め、同条第二項の改正規定中「八百五十円」を「千円」に改める。

第一百十四条の五第一項の改正規定中「三千四百円」を「四千円」に改める。

第一百九十五条第一項第三号の改正規定中「三十万円」を「七十万円」に改める。

第一百九十五条第一項第五号中「一万五千円」を超える場合は、「一万五千円」とその超える金額（その金額が二万五千円を超えるときは、二万五千円の二分の一の金額）を「一万五千円を超える場合においては、一万五千円」とその超える金額（その金額が二万五千円を超えるときは、二万五千円の二分の一の金額）を「二万五千円」に改め、同項第六号中「十三万円」を「十八万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「十三万円」を「十八万円」に改め、同項第十号中「十八万円」を「二十四万円」に改め、同項第十一号

中「十四万円」を「二十四万円」に、「第三項及び第五項」を「第四項」に、「十六万円」を「二十八万円」に改め、同条第一項中「十八万円」を「二十四万円」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「及び前項」を削り、「第二項」を「前項」に改め、同項を

同条第三項とし、同条第五項中「又は第三項」を削り、「あるかどうか、所得割」を「あるかどうか又は所得割」に改め、「又は所得割の納稅義務者に配偶者がないかどうか」を削り、「すでに」を「既に」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

第一百四十四条の二の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第一百四十四条の六第一項中「百分の十一・一」を「百分の十五・五」に、「百分の十四・五」を「百分の十八」に改める。

第一百八十九条の改正規定を次のように改め

第一百一十九条第三項の改正規定中「三千四百円」を「四千円」に改める。

第一百九十五条第一項第三号の改正規定中「六

十万円」を「七十万円」に改める。

第一百九十五条第一項第五号中「三十万円」を「六十万円」に改める。

第一百四十四条の二の改正規定を次のように改め

三百十四条の二第一項第五号中「一万五千円」を超える場合は、「一万五千円」とその超える金額（その金額が二万五千円を超えるときは、二万五千円の二分の一の金額）を「二万五千円」に改め、同項第六号中「十三万円」を「十八万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「十三万円」を「二十四万円」に改め、同項第十号中「十八万円」を「二十四万円」に改め、同項第十一号

で事業所等の用に供するもの」という。」を削る。

第五節を加える改正規定のうち第七百一条の三十四第一項及び第二項中「指定都市等」を「市町村」に改め、同条第三項中「指定都市等とその他の市町村と」を「二」以

前項」を削り、「第二項」を「前項」に改め、同項を

同条第三項とし、同条第五項中「又は第三項」を削り、「あるかどうか、所得割」を「あるかどうか又は所得割」に改め、「又は所得割の納稅義務者に配偶者がないかどうか」を削り、「すでに」を「既に」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項から

第九項までを一項ずつ繰り上げる。

第一百四十四条の二の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第一百四十四条の六第一項中「百分の十一・一」を「百分の十五・五」に、「百分の十四・五」を「百分の十八」に改める。

第一百八十九条の改正規定を次のように改め

第一百一十九条第一項及び第二項を削り、第一

項を第一項とし、第四項から第十六項までを二

項ずつ繰り上げる。

第四章中第六節を第七節とし、第五節を第六節

とし、第四節の次に一節を加える改正規定（以下「第五節を加える改正規定」という。）中第七百一条の三

項を第一項とし、第四項から第七百一条の三

項を第一項とし、第四節を加える改正規定（以下「第五節を加える改正規定」という。）中第七百一条の三

項を第一項とし、第四節を加える改正規定（以下「第五節を加える改正規定」という。）中第七百一条の三

項を第一項とし、第四節を加える改正規定（以下「第五節を加える改正規定」という。）中第七百一条の三

項を第一項とし、第四節を加える改正規定（以下「第五節を加える改正規定」という。）中第七百一条の三

項を第一項とし、第四節を加える改正規定（以下「第五節を加える改正規定」という。）中第七百一条の三

項を第一項とし、第四節を加える改正規定（以下「第五節を加える改正規定」という。）中第七百一条の三

項を第一項とし、第四節を加える改正規定（以下「第五節を加える改正規定」という。）中第七百一条の三

項を第一項から第三項まで中「指定都市等」を「市町村」に改める。

第五節を加える改正規定のうち第七百一条の四十四第一項及び第二項中「指定都市等とその他の市町村と」を「二」以

上の市町村」に改める。

第五節を加える改正規定のうち第七百一条の四

十六及び第七百一条の四十七中「所在の指定都市等の長」を「所在地の市町村長」に、「当該指定都市等」を「当該市町村」に、「指定都市等の長」を「市町村長」に改める。

第五節を加える改正規定のうち第七百一条の四

十八中「所在の指定都市等の長」を「所在地の市町

村長」に、「当該市町村」に、「指定都市等の長」を「市町村長」に改める。

第五節を加える改正規定のうち第七百一条の四

十九中「指定都市等」を「市町村の区域」に、「当該指定都市等」を「当該市町村」に、「指定都市等の長」を「市町村長」に改める。

第五節を加える改正規定のうち第七百一条の四

二十中「指定都市等」を「市町村は」に、「指定都市等の長」を「市町村長」に、「指定都市等の区域」を

「市町村の区域」に改める。

第五節を加える改正規定のうち第七百一条の五

十一中「指定都市等は」を「市町村は」に改め、「又

は第七百一条の四十一第七項」を削り、「非課税等

判定日」を「非課税判定日」に、「若しくは第九項又

は第七百一条の四十一第一項、第二項若しくは第六項」を「又は第九項」に、「非課税等事業所用家屋」を「非課税事業所用家屋」に、「指定都市等の

長」を「市町村長」に改める。

第五節を加える改正規定のうち第七百一条の五

十二中「指定都市等の区域」を「市町村の区域」に、「当該指定都市等」を「当該市町村」に、「所在の指

昭和五十年五月二十二日 参議院会議録第十一号 議長の報告事項

卷六

附則第二十四条中「同条第九項」を「第九項若しくは第十二項」に、「若しくは小規模住宅用地調整固定資産税額を」、小規模住宅用地調整固定資産税額若しくは小規模住宅用地固定資産税額」に改

附則第二十八条第一項中「若しくは第九項」を「第九項若しくは第十二項」に改め、同項の表のうち調整対象小規模住宅用地の項を次のように改める。

額及び残余財産の一部配分により納付すべき法
人税額に係る法人の道府県民税を含む。以下こ
の項において同じ。)について適用し、施行日前
に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び
施行日前の解散又は合併による清算所得に対する
法人税額に係る法人の道府県民税について

(都の特例に関する規定の適用)
第十八条 新法第七百三十四条第三項及び附則第七条の二第三項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の都民税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税(清算所得に対する法人税

調整対象小規模住宅用地	昭和四十九年度
昭和五十年度	<p>当該調整対象小規模住宅用地（政令で定めるものを除く。）の附則第十八条第九項第一号に掲げるもの又は同項第二号に掲げる額のうち、いずれか多い額</p> <p>昭和四十七年度分の固定資産税の課税標準の基礎となる価格（前年の法附則第十八条第一項につき昭基和四十八年改正前の法附則第十八条第一項につき昭基和四十九年改正前の法附則第十八条第一項につき昭基和五十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となる価格）の適用がある改正前の宅地等については、昭和四十九年度分の固定資産税等に係る宅地等の調整固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき</p>

附則第三十二条の二を附則第三十二条の三とし、附則第三十二条の次に一条を加える改正規定中「指定都市等」を「市町村」に改め、「第七百一一条の四十一第一項の表の第十一号の規定にかわらず」を削り、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

別表第一を削り、別表第二の中表第二、「別表」を「別表」に改める。

附則第一項ただし書中「第一項及び第二項、第
四百九十条第二項並びに」を、「第四百九十条第二
項及び」に、「附則第二十六条」を「附則第二十四
条」に、「第一百十四条の四」を「第一百十四条の三第一
項、第一百十四条の四」に改める。

（新法附則第七条の二第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する税率に関する部分を除く。」を加え、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

3 新法の規定中第五十条の二の規定によつて課する所得割に関する部分は、昭和五十一年一月一日以後に支払われるべき同条に規定する退職手当等について適用し、同日前に支払われるべき当該退職手当等については、なお従前の例による。

4 新法第五十一条第一項及び附則第七条の二第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度の法人の道府県民税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税

3 新法第三百四十四条の六第一項及び附則第七条の二第二項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税(清算所得に対する法人税を課される法人の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の市町村民税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

附則第十一條中「第一項及び第二項並びに」を「及び」に改める。

附則第十五條を削り、附則第十六条を附則第十五条とし、附則第十七条を附則第十六条とし、附則第十八条を附則第十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、住民負担の軽減及び合理化を図るため、個人住民税の所得控除額の引上げ、事業税の事業主控除額の引上げ、料理飲食等消費税の免税点の引上げ、ガス税の税率の引下げ等を行い、併せて都市環境の整備及び改善に資するため事業所税を創設する等の改正を行おうとするものであるが、修正により、さらに、個人住民税の所得控除額の引上げ、道府県民税所得割の税率の改定、電気税の非課税措置の廃止等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当なものと認める。

二、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。
なお、昭和五十年度の地方税収入について、
政府原案では増減収差引き四千六百十億円の減
収が見込まれており、修正により、さらに、減

員会の
要旨

一、委員会の決定の理

本法律案は、住民負担の軽減及び合理化を図るため、個人住民税の所得控除額の引上げ、事業税の事業主控除額の引上げ、料理飲食等消費税の免税点の引上げ、ガス税の税率の引下げ等を行い、併せて都市環境の整備及び改善に資するため事業所税を創設する等の改正を行おうとするものであるが、修正により、さらに、個人住民税の所得控除額の引上げ、道府県民税所得割の税率の改定、電気税の非課税措置の廃止等の措置を講じようとするものであつて、おおむね

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。
なお、昭和五十年度の地方税収入について、
政府原案では増減収差引き四千六百十億円の減
収が見込まれており、修正により、さらに、減

官報(号外)

収額は一千二百九十四億円の増と見込まれる。

審査報告書

国會議員互助年金法の一部を改正する法律案
右は多數をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月三十一日

議院運営委員長 鍋島 直紹

参議院議長 河野 謙三殿

一、委員会の決定の理由
本法律案は、昭和四十五年四月三十日以前に退職した者等に給する互助年金について、本年四月から基礎歳費月額を四十万円とする額に改定し、国庫納付金を現行の歳費月額の百分の七・六相当額から百分の八・四相当額に改めるとともに、恩給法の改正に伴い、公務傷病年金の加算額に関する経過措置を定めようとするのであって、妥当な措置と認める。

本法施行に要する経費は、昭和五十年度において約六千四百四十万円である。

審査報告書

国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
右は多數をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月三十一日

議院運営委員長 鍋島 直紹

参議院議長 河野 謙三殿

うとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、昭和五十年度において約一億五千万円である。

審査報告書

国会における各会派に対する立法事務費の交付に關する法律の一部を改正する法律案
右は多數をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月三十一日

議院運営委員長 鍋島 直紹

参議院議長 河野 謙三殿

一、委員会の決定の理由
本法律案は、本年四月から立法事務費の月額を現行の十二万円から二十万円に改めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行に要する経費は、昭和五十年度において約七億一千三百万円である。

審査報告書

国會議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月三十一日

議員運営委員長 鍋島 直紹

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、本年四月から永年在職表彰議員に、特別交通費として月額二十万円を支給しよ

うとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、昭和五十年度において約五億一千四百万円である。

審査報告書

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月三十一日

議員運営委員長 鍋島 直紹

参議院議長 河野 謙三殿

一、委員会の決定の理由
本法律案は、環境庁に国立国会図書館支部図書館を設置しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行に要する経費は、百二十万五千円であつて、昭和五十年度予算に計上すみである。

審査報告書

国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月三十一日

議員運営委員長 鍋島 直紹

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、本年四月から永年在職表彰議員に、特別交通費として月額二十万円を支給しよ

うとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、昭和五十年度において約五億一千四百万円である。

審査報告書

第九号(その一)中正誤

ペレ 段行 誤
一八 ニ一 第十三号末尾 正

正
第十二号末尾

昭和五十年五月二十三日 參議院會議錄第十一号

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可

定価 一部 一一〇円

發行所

大藏省印刷局 東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
電話 東京 五八二四四一(大代)